

---

出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	小泉 清一	君
会 計 管 理 者	小林 功	君
総 務 課 長	村上 正広	君
企 画 財 政 課 長	水戸 敏見	君
まちづくり推進課長	菅野 敏明	君
税 務 課 長	永井 裕	君
町 民 生 活 課 長	吾妻 良信	君
健 康 福 祉 課 長	大宮 正博	君
子 ども 家 庭 課 長	笠松 洋二	君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君
都 市 建 設 課 長	佐藤 輝夫	君

上下水道課長	大久保 政 一 君
槻木事務所長	高 橋 礼 子 君
危機管理監	吾 妻 良 信 君
地域再生対策監	大 場 勝 郎 君
公共工事管理監	小 野 宏 一 君
税収納対策監	武 山 昭 彦 君
長寿社会対策監	平 間 忠 一 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	小 池 洋 一 君
生涯学習課長	丹 野 信 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第 5 号)

平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日 (木曜日) 午前 1 0 時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 3 議案第 1 号 柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例
- 第 4 議案第 2 号 柴田町図書館条例
- 第 5 議案第 3 号 柴田町船岡城址公園スロープカー条例
- 第 6 議案第 4 号 柴田町企業立地等の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例
- 第 7 議案第 5 号 柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例
- 第 8 議案第 6 号 柴田町企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 7 号 行政組織の再編に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 第 1 0 議案第 8 号 柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例

- 第 1 1 議案第 9 号 柴田町総合計画審議会条例の一部を改正する条例
  - 第 1 2 議案第 1 0 号 柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
  - 第 1 3 議案第 1 1 号 柴田町児童デイサービス施設条例の一部を改正する条例
  - 第 1 4 議案第 1 2 号 柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例
  - 第 1 5 議案第 1 3 号 権利の放棄について
  - 第 1 6 議案第 1 4 号 指定管理者の指定について（柴田町太陽の村）
  - 第 1 7 議案第 1 5 号 指定管理者の指定について（柴田町船岡城址公園スロープカー）
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において1番平間奈緒美さん、2番佐々木裕子さんを指名いたします。

お諮りいたします。諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集お願いいたします。

それでは、ただいまから休憩といたします。

なお、全員協議会終了次第、再開いたします。

午前10時01分 休 憩

---

午後10時05分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

---

---

### 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（我妻弘国君） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員大友勝彦氏が平成22年3月31日をもって任期満了となることにより、仙台法務局長から後任者の推薦依頼がありました。これを受けまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、かつ1期3年にわたり人権擁護について尽力をいただいた大友勝彦氏を再び推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第1号 柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議案第1号柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第1号柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例についての提案理由を申し上げます。

近年、市民の暴力団排除に対する意識が高まっている中、暴力団が行う義理がけ行事やプロレス、歌謡ショーなどの興業は暴力団の威力誇示であるとともに、資金獲得活動の一環にもな

っております。

町では、暴力団がこのような活動を目的として、公共施設を使用する可能性もあることから、暴力団の利益となる公の施設の使用を制限することにより、資金源獲得の防止及び町民生活の安全と平穩の確保を図るものです。

なお、この条例は宮城県及び県内全市町村が連携し、全県的に進めているもので、平成22年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） それでは、詳細説明いたします。

議案書3ページをお開きください。

議案第1号柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例です。

この条例は、宮城県と県内の全市町村が共同歩調をとって来年4月からの施行を目指すもので、公の施設での暴力団の利益となる使用等の制限を行います。条立ては、準則が示されており、県内市町村ほぼ同一のものです。全5条で構成しております。対象となる町内の施設は104施設、県内では約3,584施設となる見込みです。

各条項について考え方を説明いたします。

第1条は「目的」。

第2条は用語の「定義」です。第2条第1号で暴力団を定義します。法律で規定する暴力団組織、いわゆる指定暴力団を指します。県内では22団体、構成員では1,840人が特定されています。町内でも約90人が該当しています。

2号では、該当となる公の施設を別表として定めています。町施設は当然ですが、各行政区の集会所も含まれます。

3号では、使用等許可権者を定義します。町長、教育委員会とともに、指定管理者もその範疇となります。

第3条で実効性になります。「使用等の制限」を述べます。第2項で使用等の許可申請があった場合、不許可とする行為を定めています。この場合、申請者が暴力団に関係している者かどうか、また暴力団の利益になるものかどうか、その判断は警察に対する照会で行います。

4ページをごらんください。

第3項では、許可した後、暴力団の使用等であることが判明した場合の許可取り消し、さら

には使用を開始した後も強制的な使用等の停止を命じることができる旨を規定しています。もちろんそのような場合には警察等の協力を仰ぐこととなります。

第4条では、「意見の聴取等」として、本条例の実効性担保のための警察機構との協力体制を述べています。申請者が暴力団か否か、また使用目的が暴力団の利益につながるものかどうか、その意見を所轄の警察署に問い合わせる旨を述べています。

第5条は「委任」規定です。

5ページをごらんください。

附則となります。この条例は平成22年4月1日から施行し、同日以後の公の施設の使用等について適用する。別表として、施設定義のための設置条例をあらわしています。

なお、本条例施行に当たっては、町と所轄警察署、大河原警察署が協力体制をとるための協定締結を行うこととしております。

以上、詳細説明です。ご審議をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

**これより議案第1号、柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第2号 柴田町図書館条例

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第2号柴田町図書館条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第2号柴田町図書館条例についての提案理由を申し上げます。

長年にわたって多くの町民から要望がありました町の図書館設置について、平成19年10月から平成20年9月末まで、まちの図書館設置検討会を立ち上げ、委員22名を委嘱し、既存の生涯学習施設を活用した図書館設置について議論を重ね、検討してまいりました。

平成20年10月16日に検討会議がまとめ上げた既存の生涯学習施設を活用した図書館設置報告書の内容を尊重し、既存施設に合った図書館規模として、平成21年度に予算を認めていただき、現在多くのボランティアの参加のもとに、開館に向け準備を進めているところでございます。

小さな図書館ではありますが、協働の手づくり図書館として開館し、将来につなげていきたいと考えております。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） それでは、議案第2号につきまして補足説明を申し上げます。

ただいま町長の提案理由にもありましたとおり、既存の施設を活用した図書館の設置を行うものであります。この条例は、町民との協働により、手づくり図書館として、本と人、人との出会いの場を設け、人の流通を促し、地域の情報拠点として、また図書館としての機能を持たせながら、交流図書館である公共に資するために新たに制定するものであります。

それでは、議案書の7ページをお願いいたします。

議案第2号柴田町図書館条例を次のように制定する。

柴田町図書館条例。

第1条は、この条例は、地方自治法第244条の2第1項及び図書館法第10条の規定に基づき、図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする「趣旨」を定めております。

第2条では、第1項で図書館の設置について、第2項では、図書館の名称及び位置を規定するものであります。

第3条第1項は、柴田町図書館に文庫を設置するものでございます。

第2項では、文庫の名称及び位置を規定するものであります。

8ページをお開きください。

名称を齊藤博記念文庫とし、位置を柴田町船岡西一丁目6番26号とするものであります。

第4条は、図書館の職員についての規定であります。

第5条は、規則への委任を規定しています。

続きまして、附則であります。

第1項は「施行期日」を規定しています。ここでは、条例の施行期日を規則に委任する方法をとり、準備期間を要する場合の規定を設けております。

第2項は、「柴田町社会教育委員に関する条例の一部改正」であります。改正箇所は棒線を引きまして太文字ゴシック体で表記しております。表により改正前、改正後で説明いたします。条例第6条においては、社会教育委員の職務規定であります。改定前の「及びしばたの郷土館」を改正後ではしばたの郷土館の次に図書館の文言を加え、「、しばたの郷土館及び図書館」として、社会教育委員の職務を追加し、改めるものであります。

附則の第3項は、「しばたの郷土館条例の一部改正」をするものであります。次ページをお開きください。

表をごらんください。太文字ゴシック体で表記しております改正前では、第2条第3項第5号「齋藤博記念文庫」を、改正後では号の削除となります。

名称につきましては、条例第3条にて文庫の設置を規定し、明文化しており、図書資料としての一元化を図るための改定となります。

附則の第2項と第3項については、第1項により関連した改正条文であります。

議案については以上であります。お手元に議案第2号の関係資料1として、柴田町図書館規則（案）の概要と、関係資料2、柴田町図書館スケジュール表（案）を配付させていただいております。今回の条例制定に伴いましての柴田町図書館規則（案）概要となりますが、施行の日までにさらに文言などを精査した上で制定することといたしておりますので、現在お配りしております資料については、現時点での内容となっているところでご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、本条例内容については、社会教育委員会議での承認も得てございます。

以上で議案第2号柴田町図書館条例の補足説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目は、図書館法の規定に基づいてとありますけれども、念のため図書館として最低限の面積とか、図書をどのぐらい置かなくてはいけないといったそういう基準があつて、それを満たすように柴田町としては計画しているというか、そのまず内容をちょっとお聞きしたい。

第2点は、そういう意味で図書館の名前というのでしょうか。隣の大河原町は駅前のオーガにありますけれども、私も何回か行ったのですが、いざとなってみると、あそこの名称がどうだったかと。図書室ということはないと思ったのですが、今回しばたの郷土館の中に柴田町図書館ということでつくるのですけれども、この場合も図書館という名称で構わないというのでしょうか。図書館法で、まあ、それが2点目です。

それから3点目は、全員協議会の際に私は防災関係は大丈夫なのだろうかと申しあげました。見せてもらった図面では、子どもコーナーというのがどちらかという奥の方になっていると。今の郷土資料館の構造からいくと、万が一火事が起きた場合に、玄関の方に書棚が向かうような形になって、一番奥に子どもコーナーとなると、逃げる場があるのかどうか。非常口を裏の方につくってもいいのではないかという気がするのですけれども、その辺がどうか。

最後4点目は、附則でこの条例は6カ月を超えない範囲内において施行すると。この図書館スケジュール表では5月開館を目指す。条例の附則の規定によれば、5月までには開館しなくてはいけないということになるのでしょうか。この附則の規定から逆に言えばです。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） それでは、お答え申し上げます。

4点ありますけれども、第1点目の基準等でございますけれども、全協でもお話ししたかと思うのですけれども、図書館の基準、柴田町人口3万9,000人という規模でありますと、今条例、お願いしているわけですが、規模、蔵書数等につきましては、蔵書では20万冊とかそういう基準になってございます。したがって、面積もそのとおりで、隣接の岩沼市とか名取市と同じような面積になってきますので、それから見ますと、今回の柴田町図書館につきましては、あくまでもそういった財政的な面も背景にありまして、基準は合致していないということになります。

2点目の名称でございますけれども、ただいまの大河原の駅前図書館のお話でございますけれども、これにつきましては、大河原町は開発ビルの中に入っております。ということで、オーガの中なのですけれども、向こうの図書館については、大河原町駅前コミュニティセンター条例の中でやっております、図書館法に基づいた内容ではございません。したがって、私どもの柴田町の図書館については、図書館法、公共図書館という形で法にのっとった趣旨に、第1条にあります、そういった内容でございます。

3点目、防災の関係で、子供の使用するスペースのお話でございますけれども、これにつき

ましては、現在いろいろ建築確認とかも進めております。そういった中で、工事の中でもいろいろ考えてございます。ということで、極力防災面には配慮していきたいと思っております。

最後に附則の関係でございますけれども、これにつきましては、行政の方の判断で条例規定、施行するのに準備期間を要するという内容での附則の文言になっているわけでございますけれども、通常ですと公布の日から、または年月日を明記してやる方法がほとんどなのですが、私の方の図書館につきましては、附則の中で一応開館日が5月末ということでございます。何日ということで明確に定まっていない場合についての附則の取り扱いがございまして、条例、準則の立案方式というものがございまして、この中での取り扱いでの附則の用い方を行ってございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 面積等が基準に満たないというのはやむを得ないとして、図書の方ですね。今町民、それから町外からも図書の寄贈を受けていると思うのですが、我々も全員協議会でも暫定図書館という言い方をされたというか、町民の中にも今度の図書館は暫定なんだよということで、期待が半分というか、そういうこともあって、寄贈図書も町が期待しているほどでないとか、例えば送られてきた物そのものも、残念ながらちょっと図書コーナーに出せないというのはおかしいのですけれども、町としてこれからどうなのですか。暫定図書館という言い方はもうしないというのでしょうか、正式に図書館条例というものが今ここで採決されるわけですから、今後はあくまでも図書館という言い方、町民にも、申しわけないけれども、こういう規模になったのは暫定ですと。次の長期総合計画とか、10カ年待機事業の中で本格的な図書館を目指しますと。だから、私がお聞きしたいのは、今後も暫定という言い方をするというか、町民に対してどう説明するのかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） それだけでよろしいですか。はい。

答弁を求めます。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 暫定図書館ということでのお話でございますけれども、私どもの方としましては、柴田町図書館という名称で今後やっていきたいと思っております。スタートまでは暫定図書館的なことの内容で文言の使い方をしておりますけれども、あくまでもこれからは図書館法に基づいた図書館として、規模は小さいのですけれども、そういった形で今後進めていきたいと思っております。あわせて、町長のお話の中でありましたとおり、将来に向けてということも含みを持たせながら、やはり町民の方の期待にこたえた図書館として運営していきたい考えでございます。

何より、法に基づく図書館の大きなメリットは、相互貸借ができるということで、我が町にない図書資料については、他の隣接自治体の図書館からお借りできたり、そういったことで補うことができるというメリットが一番の内容でございます。

ということで、ちょっと話が飛びますけれども、先日日曜日に開館しました南相馬市の図書館についても蔵書が22万冊でございます。ということで、20万冊ですか。予算的には22億円かかっている内容になってございますけれども、通常よりは若干小ぶりなのかなと私も見ておりますけれども、いずれにしてもやはり本来は単独の図書館が望ましい姿ですけれども、先ほどお話ししました財政的な背景があるということですので、やはり既存の施設を利用した中での図書館として、規模は小さいのですけれども、そういった機能を持たせながら運営したいと考えてございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） ちょっとただいまの答弁を聞いていて驚いたのは、大河原が図書館条例にのっとりた図書館ではないと。コミュニティセンター条例と言いましたね。そういう形だったというのでちょっと驚いたのですが、柴田町がこのたび小さい、大きいは別としましても、図書館条例にのっとりた図書館をきちっとつくるのだという、その趣旨ですね。今ちょっと説明ありましたが、相互貸借がほかの図書館とできると。メリットといたしますか、そういうものがあつたのですが、その辺がよく町民、住民の皆様に周知されていないと、小さな単なる図書室と大して変わらないのではないかという認識になると思うので、その図書館条例にのっとりたメリットというか、図書館条例にのっとりた図書館の機能というのはこういうのがあるのですよというものについて、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 図書館のメリットということで、先ほどご説明したわけでございますけれども、やはり他の自治体の図書館も同じ内容でやっているわけでございますけれども、一つはそれぞれ書籍のない分、図書資料が、町民の方がこんな本が欲しいとなれば、我が町にない部分は相互貸借の中で借りて、町民の方に見ていただくという方法もとれます。

あと、法に基づいた図書館としますと、県内、分館とかは除きまして、大きく20の単独図書館があるわけでございますけれども、そういった方々との情報交換をしながら、町民にどういったものが一番伝えられるものとか、あと図書の内容、いろんな勉強会を持ちながら、やはり知識を高めていく、そういった情報提供もできるということで、協議会にこれから加盟するようになるわけでございますけれども、そういったことでやはり法に基づくということに一番は

尽きるわけでございまして、大河原の駅前図書館はあくまでもコミュニティセンター条例の中に入っています、置きかえますと、私の方で言いますと、公民館条例の中に各学習センターがございます。その中に図書室がございます。ということで、法に基づく図書館と図書室の違いはあるのですけれども、大きく言いますと、大河原はそういったことで図書館、公民館条例的な内容での図書館運営をやっているところで、県内ではここ1カ所だけです。ほかは、亘理町にしても、蔵王町でも、名取市、岩沼市、塩竈市、多賀城市、仙台市、大崎市ですね。そういったところすべて、法に基づいて運営している図書館になってございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。大坂三男君。

○11番（大坂三男君） それで、そういう法に基づいた図書館との連携が密に図られれば、たとえ蔵書が少なくても、ある程度もう少し拡大された利用の仕方はできるのだということにとらえていいのかどうかということ。

さっき、それと舟山議員の質疑に答えがなかったような気がするのですが、本を募集したことに関して、集まってきた数、それから目標どおりなのかどうか。あと、集まってきた本の内容、その辺どうなっているのか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 私の方の図書館は、ご案内のとおり、寄贈本を8割方お願いして開館したいということで進んでございます。ということで、寄贈本につきましては、昨日現在で183名の方から寄せられております。内訳としては、町内が95名の方、町外が88名ということで、町内の方が多いのでありますけれども、やはりそういった町民の方の思いが伝わってございます。ということで、冊数的には1万1,730冊ほどのう現在でいただいております。報告書の中では、初年度に1万冊が目標ということがありますがけれども、現時点では1万1,730冊ほど集まっております。ただ、その中で限定した寄贈本になっておりますけれども、中にはやはりマークのついたものとか、そういったものが若干見られますので、この中からやはりそれは外さなくてはいけない部分もあります。そういった作業は現在やっているところでございます。その作業については、図書ボランティアの28名の方のご協力をいただいて仕分け作業を行っております。

あわせまして、寄贈本の整理進捗状況でございますけれども、ボランティアの方は仕分けだけで、あとそのほかに9月補正でお願いいたしましたふるさと雇用再生特別基金事業ということで、図書館の整備事業を委託してございます。いただいた本をコンピューターに乗せる作業をしていただいておりますけれども、その中で進捗としまして38.4%を入力済みという形で進

んでおります。分類的に一番多いのが、やはり分類9、文学的なことになるのですが、それについては、終えているのが4,000冊ということで、その半分、5割がその文学の内容でございます。あと、2番目に寄贈で多いのが、分類の3に該当します社会化学的なことが693冊ということで、全体的に処理済みの数字からいきますと17%ということで、それにあわせて絵本、あと絵本も東洋人と西洋人の作者ということで分けながら、合わせて全体的にデータ処理済みが4,443冊ということで、38.4%を入力済みということで、これは即書架に出せる内容まで現在進んでおります。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。14番星 吉郎君。

○14番（星 吉郎君） 第4条に「館長その他必要な職員を置く。」と書いてありますが、これは館長を新たに求めるのか、それとも兼務させるのか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 第4条の職員関係でございますけれども、館長その他の職員ということになってございますけれども、ただいまご質問のとおり、館長については新たには設けないということで兼務を考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○14番（星 吉郎君） 法的な図書室、図書館とするということでありますから、これ兼務でできるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。どうぞ。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 単独図書館であれば、やはり別に専任という形で館長は必要かと思えますけれども、実際に今回の私の方の図書館の考えとしましては、ふるさと文化伝承館の中のエントランス等を使用しての図書館ということですので、そういったところでやはり全体的な職員体制、動きから見まして、兼務でも可能だということでございます。

何よりも、館長はもちろん大事なのですが、やはりかなめとなるのは図書館司書でございます。その辺をきちっと確立すれば、どこの図書館も同じなのですが、運営それぞれは司書がほとんどやっております。あと、全体的には管理職の館長が当たるわけでございますけれども、運営の8割方は司書が動かすということの内容ですので、その図書館司書について、その辺をきちっと体制をとって運営していきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに、13番佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 今課長の方から、館長は兼務でいいのだという話が出たわけですが、まず職員自体が何人体制でどう進めるのか、まず1点お伺いいたします。

それから、その職員の関係については、緊急雇用の関係で出てくるのか、まるっきり別個で、町としての真水といいますか、それでやるのかどうかです。

それからあと、館長は独立しなければならないという考えを持っているのですが、それは各公民館とか各施設にいっぱい図書というのはあるわけです。そういうものも含めていった場合に、本館がそれを指導するという、町自体が網をかけた中で図書館体制をつくっていくと、それが基本ではないかと思います。

それからあと、その中で、実際的に今蔵書され、寄贈された本のうちどれだけ使えるのか。

それからあともう一つ、今の場所、柴田の郷土館ですか。そのふるさと伝承館の中が、冬でもきちっとみんなに不便を感じさせなくて使えるのかどうか、これをお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 1点目、職員の体制関係でございますけれども、これについては、2点目と重なりますけれども、職員体制は7人ということで考えてございます。ということで、館長を含めて、職員、あと図書司書等入りまして5人、プラス2人については、7人のうち2人については臨時職員ということで、有資格者をお願いする考えでございます。合計7人で運営していきたいと思っております。

あと、各センター施設の図書館の関係でございますけれども、この図書館が開館した暁といえますか、これからの方針でございますけれども、やはり中央図書館的な考えでもって、それぞれのセンター、学習センター、公民館の図書室も活用したい考えでございますので、そちらの方もやはり図書資料としてデータ入力をやりたいなと思ひまして、それぞれ中央的な立場をとりながら、各地域における利用者にも利便性を、貸し出しについては考えていきたいと思っております。

財源的なことですけれども、これは緊急雇用等ではなくて、先ほどご質問ありました真水で行いたいと思っております。

寄贈本が使えるのかということの内容でございますけれども、現在仕分け中でございますけれども、見ているのが、やはり半分ぐらいは現段階で引き取ってございます。これからまた寄贈本が多く寄せられてくる関係も、その辺の動きもあろうかと思ひますけれども、現在手元にある1万1,000冊の寄贈本については、破損とか、先ほどお話ししたマークがついているとか、そういったものを除いて、あと非常に古いものもあわせて贈られていますので、そういったものは外さなくてはならないと考えております。ということで、半分はまずは生かしていけるのかなということで見えております。

中身的には、やはりあと司書が入りまして、もっと小まめにチェックしなくてはならない部分があるのですけれども、数が数でどっと寄せられておりますので、アバウトであれなのですけれども、大体半分は現段階では使用できると見ております。

あと、寒さ関係でございますけれども、これにつきましては、全館暖房は現在も入っておりますけれども、なお部分的な、先ほど舟山議員にも子供の関係でご質問があったとおり、そういったところも、やはり暖房も考えていかななくてはいけないので、これについては新年度の方で暖房費をお願いしたいということで対応したいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） この辺は課長とこちらの考え方が違いますが、とにかく館長はやはりきちっと置くべきであると、こういう考え方をしています。くどいようですが。

それで、7人体制で全体的な予算措置はどのぐらい必要なかどうか。人数的に7人という形が出ていますので、その辺のお金のことについてお願いいたします。

それからあと、1万1,000の寄贈本のうち、約半分ぐらいが使えるということは、6,000冊ぐらいは大体使えるのかなということでもよろしいかどうか。

それから、もしも館長がどうしてもできないのだということになれば、どこかでその館長を必要とする部分というのがあるのですね、もう最初から。だから、どうしてもその館長を置くという時期を考えているのかどうかです。

それからあと、職員配置は7人でやるのですが、どんな勤務体系になるのか。月曜日は休みですが、その勤務体系ですね。7人の中に資料館の館長が入っているのかどうかわかりませんが、その辺も含めて説明をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。はい、どうぞ。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 人件費の関係でございますけれども、これにつきましては、臨時職員ということで2名ほど充てたいという考えでおります。時給的には町の基準に沿った時給850円での計算になります。ということで100万円ちょっとぐらいになろうかと思えます。

あと、全体的な職員については、これについてはちょっとそれぞれの等級等ございまして、数字はちょっと読み取れないのですけれども、全体的な予算としてはそんな中で要求していきたいと思っております。

あと、館長の関係でございますけれども、単独が一番ベターなのは私の方でもわかっておりますけれども、職員の体制ということを考えますと、全体的なこともございますので、その辺もあわせながら、やはり将来的には単独館を目指すわけでございますので、そのときにはやは

り単独の館長となろうかと思えます。基本的には図書館ですので、館長は必要ということは認識しております。ただ、現実にはちょっといろいろ問題がございますけれども、そういったことでの兼務でスタートしたい考えでおります。

寄贈本の1万1,000冊のうちの半分は使用できるかどうかでございますけれども、これについては使用できます。

あと、今年度で新刊本で予算をいただいておりますので、そちらでまた新刊本も購入しながら、あわせながら、そういった対応をしていきたいと思っております。

あと、将来的な館長の件でございますけれども、単独でそれは置かなくてはいけないのかなと思っております。

7人の勤務体制になりますけれども、これにつきましては、開館時間が10時から夜の7時までということですので、早番、遅番的なスケジュールを組みまして、その中でローテーションを組んで、2名は夜7時までの勤務ということで、ですからそういった方の勤務については、出勤、フレックス的なことを用いながらやっていきたいと思っております。ですから、通常の8時30分から5時15分までの勤務職員と、あと図書館の開館は10時から、月曜日は休館日ですが、夜7時までということがございますので、そういったことでローテーションを組みながらやっていくわけでございます。

ただ、貸し出しではなくて、いろいろなレファレンス事業等もありますので、そういったところでの職員をいろいろ配置して運営していきたいと思っております。ローテーションは考えております。

○議長（我妻弘国君） はい、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） そうすると、その勤務体系から見た場合に、職員7人のうち、臨時が2人で5人は役場職員が行くということですか。それとも、資料館とのダブリもあるということですか。そのところがちょっとわからないので、お願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 図書館については、図書館のみの職員になります。ただし、館長については兼務ですので、そちらだけ7人でいくと。郷土館は従来の職員そのまま運営していきます。

○13番（佐藤輝雄君） 5人は町職員。

○生涯学習課長（丹野信夫君） はい。あと2名は臨時職員ということで対応したいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 7名の内訳でございますが、館長は1名兼務ということになりますので、それは兼務1人抜くと、あと6人が残るわけですね。その6人のうち、今生涯学習課長が言ったように2名は非常勤ということで、そこから2名を除くと4名残りますね。4名のうち、3名が職員という形になります。1名は、現在司書、嘱託、今もう半年以上入ってもらって準備を進めているところでございますが、その嘱託の司書がそこに入るということになりますので、実際は職員は3名という形になります。全部で7名。

○13番（佐藤輝雄君） これはあくまでも独立しているのだね、資料館とダブらないで。

○総務課長（村上正広君） 独立しています。それで、館長だけが独立していないということで、伝承館の館長が兼務という形になろうかと思えます。

その考え方でございますが、皆さんご案内のとおり、図書館につきましては、司書も必要でございますが、学芸員なり、そういった歴史的な専門職員も必要でございます。それにつきましては、やっぱり伝承館の方に学芸員もおりますし、齊藤文庫もこちらに所轄すると。それから、あと一番危惧したのは、館長抜いて6名体制でローテーションをかけていった場合に、何かの都合でお休みするとか、入院とかけがとかといった場合については、今度は伝承館の職員がそこに、留守番的な形になろうかと思えますけれども、その人員の流動的なものもやれるだろうという考え方も持っています。

将来的には、分離独立した図書館ということになれば、当然館長はきちっと、建物が別になって図書館ができるとなれば、これは十何人体制のきちとした館長を置いた図書館という形になることは、皆さん、ご案内のとおりだと思います。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、反対の討論の方からですけれども、反対の討論がなければ、賛成の討論の方。1番平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） 1番平間奈緒美。ただいま議題となりました議案第2号柴田町図書館条例について、原案賛成の立場から討論させていただきます。

なぜ図書館が必要なのでしょう。現在、地球規模の環境の変化や全国的な少子高齢化社会の到来、国際化、雇用不安、高度情報化の進展など目まぐるしい社会情勢の中で、暮らしにゆ

とりと潤いを感じられるまちづくりが求められています。また、日常生活における意識、価値観の多様化、余暇時間の拡大によって、住民の学習意識は高まっており、子供からお年寄りまで、いつまでも夢や希望を持って学習することができる生涯学習の場が必要です。図書館は、住民の身近にあって、あらゆる分野の資料や情報、いつでもどこでもだれでも無料で手軽に利用できる重要な施設です。すべての町民に開かれた施設として、町の教育や文化の発展に大きな役割を果たします。

このようなことから、条例について、賛成の立場から、同僚議員の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（我妻弘国君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、柴田町図書館条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第3号 柴田町船岡城址公園スロープカー条例

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第3号柴田町船岡城址公園スロープカー条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第3号柴田町船岡城址公園スロープカー条例についての提案理由を申し上げます。

柴田町観光協会が平成8年度に観光整備資金を借り受け、船岡城址公園に約1億2,000万円をかけてスロープカーを設置し、以来、協会がスロープカー施設の管理運営を行ってきました。柴田町観光協会が10月30日に発展的に解散したことから、町にスロープカー施設の無償譲渡がありましたので、新たにスロープカーの設置及び管理について条例を定めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

ただいま町長が提案理由でご説明いたしましたように、柴田町観光協会が解散したことによ

りまして、柴田町へ船岡城址公園のスロープカーの譲渡がありましたので、条例を制定するものです。

現在のスロープカーは昭和45年に設置されたリフトカーが老朽化し、修繕もできなくなったということから、平成8年に柴田町観光協会が観光整備資金1億1,999万5,000円を借り受け、整備いたしました。平成8年10月に運行開始以来、町民の皆さんや観光客に景観を楽しんでいただき、平成21年10月までに約30万人が利用し、約1億3,840万円の収入がありました。スロープカーは観光協会が整備いたしました。観光整備資金の返済につきましては、債務負担行為により町が毎年利子を含めまして、観光整備資金補助として協会に支出しております。本来、公園の整備ということで町が整備すべき施設であり、今回無償譲渡を受けたことを機会に、町の財産として明確にするため設置条例を制定するものです。

なお、議案第15号で上程しております観光物産協会を指定管理者として指定し、管理運営をお願いしたい考えでございます。

それでは、議案書11ページをお開きください。

柴田町船岡城址公園スロープカー条例を次のように制定する。

第1条につきましては、「趣旨」ということで、船岡城址公園スロープカー及び附帯施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるということで規定しております。

第2条「設置」でございます。観光事業の振興及び町民レクリエーションの利便に供するため、スロープカーを設置する。スロープカーの名称及び位置は次のとおりでございます。名称、柴田町船岡城址公園スロープカー。位置、柴田町大字船岡字館山19番地23でございます。

第3条につきましては、「指定管理者による管理」について定めております。スロープカーの管理については、法第244条の2第3項の規定する指定管理者に行わせるということを規定しております。

12ページになります。

第4条では、「指定管理者が行う業務の範囲」を定めております。第1号のスロープカーの運行及び利用料金に関する業務から、第3号まで、指定管理者が行う業務の範囲を定めております。

第5条につきましては、「指定管理者が行う管理の基準」ということで、指定管理者は法例、この条例等の定めに従い、スロープカーの管理を行わなければならないということを定めております。

第6条につきましては、「運行期間及び運行時間」でございます。スロープカーの運行期間

及び運行時間は、町長の承認を得て指定管理者が定めるということを規定しております。

第7条につきましては、「利用の制限」を定めたものでございます。第1号から第4号まで、それぞれ該当する場合には利用を拒否することができるということを定めております。第2項につきましては、第1項以外に、条件を付して利用を制限することができるということを規定しております。

第8条、「利用料金」になります。スロープカーを利用しようとする者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならないということで規定しております。2項において、利用料金は指定管理者の収入とするということを定めております。第3項につきましては、利用料金は返還しないというようなことを定めております。

第9条、「利用料金の決定」でございます。利用料金は、別表に定める額を上限として指定管理者が定めるということで、14ページをお開きください。14ページにスロープカー利用料金ということで、個人、団体、往復、片道ということで、従来、これまでは往復しかなかったのですけれども、今回から片道も定めまして、往復の半額ということで定めたものでございます。

13ページにお戻りください。

第2項に、利用料金について、指定管理者が定める場合は町長の承認を受けなければならないということで定めております。

第10条は「利用料金の減免」を定めたものでございます。

第11条につきましては、「損害賠償等」について規定しております。

第12条、「委任」でございますが、この条例に施行に関し必要な事項は規則で定めるということを定めております。

附則、この条例は平成22年1月1日から施行するということでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

- 議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。14番星 吉郎君。
- 14番（星 吉郎君） 指定管理者ということで、そういう格好の条例であります。一つは、スロープカーの点検の費用はどこで出すのかと、あと事故が遭ったとき、それはどこの責任になるのか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。
- 地域産業振興課長併農業委員会事務局長（加藤嘉昭君） 議案第15号でも指定管理者の議案をお願いするわけですけれども、保守点検につきましては指定管理を受けた方で行うということ

で考えています。当然保険の方にも入りますので、その保険で事故とか遭った場合には対応したいということで考えております。

○議長（我妻弘国君） ほかに、12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目は、このスロープカーが、解散した観光協会から町へ無償譲渡されたということなのですが、そのときの評価額、残存価格というのですか、が幾らだったかということと、観光協会からすれば、町からの借金を少しでも減らすというのでしょうか。解散するというか、清算するときに、返すべき借金額を少しでも減らしたいという意味では、例えばこれは帳簿上の操作になるかもわからないのだけれども、今言ったこのスロープカーの評価額を町に買い取ってもらうというような、例えば、その分は、観光協会とすれば、町に借金を返す原資ができると。逆に町からすると、この後の議案に関連してしまうのでしょうか、1,090万円という金額、債権放棄というのがありますけれども、町民からすれば、町が放棄するその債権額というのが減るのではないかと。その辺のやりとりをどうしたのかということをお聞きしたい。それがまず1点です。

それから2点目は、今度はこのスロープカーの維持管理及び修繕に関する業務は指定管理者が行うということなのですが、解散した観光協会のときには、例年大体どのぐらいの維持費とか、管理費というのがかかったのか。逆に言えば、先ほどの星議員の質問ではないですが、今度は町の所有物になるわけですから、町が費用を負担するというか、出すということだと思いますので、例年どのぐらいの費用が予想されるというか、考えられるか。

そしてまた、先ほど、今のスロープカーは平成8年にと言いましたけれども、いわゆる耐用年数とかは何年ぐらいになっている。逆に言えば、そうやって毎年維持費をかけていって、平成8年という、今13年ぐらい使ったわけですか。だから、あと20年ぐらいの使用期間とか、30年なのかわかりませんが、今のスロープカーは評判が悪いわけではありませんけれども、いつかは直さなければならない時期が来るでしょうから、町が今度所有するとなれば、その辺もどのぐらいに計算しているのか。これが2点目です。

それから3点目、先ほど課長は指定管理者のこと、今度の新しくできた観光物産協会とするといった言い方がおかしいのですが、このスロープカーに関しての指定管理者の決め方というのは、自動的に今度の観光物産協会の一つの事業というか、収入源ということで自動的に決まっている印象は持ちましたけれども、本来はどうなのでしょう。公募とは言いませぬけれども、観光物産協会よりも効率よく運営できる民間の会社が例えばあるとか、やりたいというところ、なかなか出てこないと思いますけれども、後ろの議案に関係してしまうのでしょうか。

ども、自動的に決まったというか、それでいいのでしょうか。本当は指定管理者を決める選考ですか。選考というかな、そういう手続が必要ではなかったのでしょうか。この3点です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 1点目のスロープカーの評価額ということで、残存価格は約600万円ということになります。

それを町の方で買い取ったら、観光協会の債務の減になるのかということですが、議員もご存じのように、先ほど詳細説明でお話しましたように、実際約1億2,000万円、協会の方が借り受けて整備したわけですが、それを議会の方で平成7年ですか、債務負担行為をとりまして、その分につきましては、町の方ですべて毎年利子と元金分を含めまして返済するというので議決をいただいておりますので、実際は観光協会が整備した形にはなっておりますけれども、その資金についてはすべて町のお金で支払ったということになりますので、600万円の価格があるからといって、今回有償で町の方が改良するということは理屈に合わないということで、今回無償譲渡という形をとらせていただきました。

それから、毎年の費用なのですけれども、先ほど言いましたように、年2回保守点検をやります。保守点検費用としまして、1回25万円ほどかかるわけですが、年間2回で50万円ということで予算計上しております。修繕がもし発生した場合には、指定管理者を受ける方で20万円以下については指定管理者を受ける側で支払うということで、20万円以上の大きな修繕等が発生すれば、町単独費用で行うということで考えております。

それから、現在のスロープカーの耐用年数につきましては、18年ということではなっておりますので、もう既に13年経過したということで、あと5年程度で耐用年数が過ぎるわけですが、それにつきましては取りかえるべきかどうか、それも判断しながら、あるいは今と同じようなものが必要なのか、もっと下から、駐車場の方から、伝承館の方からという話なんかもありますので、その辺はその時期になりましたら、町民の皆さんなり議員の皆さんから意見をいただいて検討するようになるのかなと思っております。

それから、指定管理者、議案第15号でもお話しするようになるかと思うのですが、選定委員会の方で今回につきましては、公募によらないで行うということで決定されております。なぜかといいますと、スロープカーだけの運行であれば、例えば年間800万円から900万円の収入がありまして、実際に経費としてかかるのは、その運行する運転手ですか。それから、切符を切るとかということで、もろもろ考えますと300万円程度費用がかかります。そうしますと、単純にスロープカーだけ運行すれば、500万円だけ利益が上がるということになります。

す。ただし、これまでも観光協会の方で運営してきまして、その利益の上がった分で菊まつりとか、それから桜まつり、そういうことで人件費とかに回してきたということで、町の方からのその分補助金も少なかったということで考えております。

今回、観光物産協会の方に指定管理ということで考えているわけですがけれども、観光物産協会も公益法人ということで収入が限られているということで、当然町の経済波及効果のために交流人口をふやそうということをいろいろ計画して、イベントなり、新たな観光資源の発掘とかということを主にやっていただく観光物産協会ですから、収入が限られておりますので、そのスロープカーの収益につきましても、人件費等、いろんなイベントをやる経費ということで、観光物産協会の運営費に充てていただくということで考えているということでございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか、はい、再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今、年2回の補修とか、50万円とか、あとこれからは20万円以上になったら町ということだったんですけれども、これまで観光協会が管理していたときに、18年の耐用年数のうち、もう13年経過したということですがけれども、何か大きな修繕とかというのはあったのでしょうか。もしあれば、その金額も教えていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 平成8年からの全部調査したわけではございませんけれども、特段大きな修繕はなかったということでございます。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 先ほど事故があった場合に保険に入っていますということだったのですが、そのときの指定管理者と町の関係というか、保険料も全部管理者がやるということなのかということと、事故のときの町と指定管理者の関係はどういうふうになるのかなということをお聞きしたい。

それと、ちょっとしばらく乗っていないのであれなんですけれども、利用料金が500円というのは高くないかなと今ちょっと思ったのですがけれども、かえってこれで利用が減るといったことはないかな。現在の利用料金、しばらく乗っていないのでわからないのですがけれども、その辺もお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 保険につきましては、町の全国町村会ですか、そちらの方の損害賠償保険に入っておりますので、今回指定管理にしても、恐らく同じような保険で対応

するというので、大きな事故があった場合には、その保険で対応するというので考えております。

それから、料金なんですけれども、500円というのは、私らから見ても500円でよく乗るなど思うんですけれども、よそから来た方は、桜の時期には1時間、2時間待ってでも乗るという方が非常に多いということで、500円で高いという話は、町民の方は言いますけれども、よそから来た方は高いということは聞いたことがないということです。十分に料金としては、妥当かどうかはあれなんですけれども、500円以上の景色を楽しめると思っております。

事故に遭った場合には、当然保険で対応するようになりますので、その保険で対応するという形で対応する……。

○9番（水戸義裕君） そうではなくて、町と管理者との関係。町は全然関係ないというふうになるのか、ならないのかということです。

○議長（我妻弘国君） 企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 指定管理者制度の運用については、最終責任は町が負います。指定管理者の方に重大な瑕疵があった場合については、当然町はその請求権を持ちますが、最終的には町が全部持ちます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか、はい、再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） はい、わかりました。

今、利用料金という話もあれなんですけれども、そういった意味では、スロープカーをよく、利用客はふえるように、その上の眺めをよくできるような策を今後とって、できるだけ利用者が多くなるようにしていただきたいということで終わります。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号、柴田町船岡城址公園スロープカー条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩します。11時25分から再開いたします。

午前 11時16分 休 憩

---

午後 11時26分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

---

日程第6 議案第4号 柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議案第4号柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第4号柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例についての提案理由を申し上げます。

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、宮城県では、産業の集積形成を図るため、企業立地と地域企業の育成及び新産業の創出の取り組みを一体的かつ総合的に推進するため、「みやぎ高度電子機械産業集積形成基本計画」を定めております。基本計画では、柴田町が集積区域として指定され、神明堂工業団地が企業立地重点促進区域に指定されています。

国の同意を受けた企業立地重点促進区域では、工場または事業場の緑地面積率及び環境施設面積率について、国の定める基準の範囲内で条例で規定できることから、神明堂工業団地の緑地面積率及び環境施設面積率を国の準則にかえて適用する準則を定めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われ、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上

に寄与することを目的とした工場立地法があります。敷地面積9,000平方メートル以上、または建築面積3,000平方メートル以上の特定工場に対しまして、生産敷地の制限や一定の緑地面積を設けることなどが定められております。

今回の条例の制定につきましては、工場立地法により公表されている準則にかえまして、工場または事業場の緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を定めるものです。

平成19年に「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」が施行されました。地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図ることを目的とした法律で、一般的に企業立地促進法と呼ばれております。

地域の特色を生かした産業集積のための基本計画を地域で策定しまして、国の同意を受けた場合には、設備投資減税や工場立地法の特例など、さまざまな支援措置や規制緩和が受けられることを内容とした法律です。

宮城県では、地域の強みなどを発揮し、県が取り組むべき重点分野として、高度電子機械産業集積形成基本計画と、自動車関連産業集積形成基本計画の二つの基本計画を平成19年7月に策定しております。

さらに、本年2月には食品関連産業等活性化基本計画を策定しました。基本計画においては、産業の集積形成を図るため、企業立地と地域企業の育成と新産業の創出の取り組みを一体的かつ総合的に推進することとしております。

高度電子機械産業集積形成基本計画では、柴田町の集積区域に指定されております。さらに、ことし4月には計画が変更されまして、神明堂工業団地が企業立地重点促進区域に追加されました。昨年からの工事が進められております東北リコーのトナー工場が完成しますと、緑地面積率と環境施設面積率が工場立地法の基準を超えてしまいます。こうしたことから、国の同意を受けた企業立地重点促進区域である神明堂工業団地における工場または事業場の緑地面積率及び環境施設面積率について、国の定める基準の範囲内で区域の区分ごとに条例を定めることが可能であることから、緑地の面積の敷地面積に対する割合、「20%以上」を「10%以上」に、環境施設の面積の敷地面積に対する割合「25%以上」を「15%以上」に定めようとするものでございます。

それでは、議案書15ページをお開きください。

柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を次のように制定する。

第1条につきましては、「趣旨」ということで、国の準則で定められております緑地環境面積の適用すべきものを、今回の準則で定めるということの規定しております。

第2条は用語の「定義」でございます。

第3条、この条例を適用する区域につきましては、先ほど説明しました神明堂工業団地ということになりますが、神明堂工業団地につきましては、それぞれ緑地については100分の10以上、環境施設面積率については100分の15以上とするということを定めております。

16ページになります。

附則でございます。施行期日、第1項でございますが、この条例は交付の日から施行するということでございます。

第2項につきましては、先ほど言いました、「20%」「15%」という数字ですね。この面積の算定につきまして、算定する算定方式を示したものでございます。この数式につきましては、工場立地に関する準則ということで、国の法律で定められた算定方式を示しております。非常にわかりづらいのですが、本来であれば、昭和49年6月28日以降であれば、単純に緑地面積を敷地面積で割れば、すぐに出るわけですが、昭和49年6月28日以前につきましては、こういう数式を使うということで定められておりますので、詳細につきましては省略させていただきますけれども、第1号では緑地の面積、第2号では環境施設の面積の算定方式を示したものでございます。

今回、トナー工場を建設しております東北リコーにつきましては、緑地面積がゼロでございます。ゼロよりも、この数式に従って、ゼロがイコールか大きければクリアしているということで、東北リコーにつきましては、この数式に当てはめると、問題ないということでございます。

17ページ、第3項につきましては、同じ工場敷地内に、これも工場立地法準則ということであるわけですが、いろんな、例えば八つのいろんな業種があるわけですが、二つ以上違う業種をやった場合に定めの場合の算定方式ということで、先ほど説明しましたような国の準則に従って、このように算定しなさいということを決めたものでございます。

以上、詳細説明といたします。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） この準則ということで、いわゆる上位法にのっとるということだと思っておりますが、このような事例が出てきたから始まったのかなという気がしないでもないのですが、こういったものをほかにも、ほかの分野というか、でもあるので

あれば、こういう事態になってから制定するというのではなくて、事前にする、できるということは、ほかにないのかなとお聞きしたい。要は、対象ができたから、今回条例制定しますではなくて、事前にそういうことがもしできないのかなというよりも、ほかの分野でもこういったものに関するようなものがあるのかどうか、その辺をお聞きしたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） ほかの準則関係で、今回提案しました工場立地法絡み以外にあるかどうかというのは、ちょっと私も把握していないということでございます。

それから、確かに東北のトナー工場が来たということで、たまたまクリアしないということで、特例でこういう法律があったものですから、制定するわけですけれども、神明堂工業団地が企業立地重点促進区域ということで、県の基本計画に載っているということで、たまたまその東北リコーのトナー工場がクリアしないので、今回これを制定すればクリアするということですが、例えば新たな企業を誘致する場合にも、こういう特例を受けられるということになると考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） いわゆる産廃場ができることになった途端に、こういうことをやってはいけないなんてやっているような状況にならないようにという意味でお聞きしました。急に産廃場ができたから、条例つくってこういうのはできませんということをやっているという自治体も結構あるもので、そういったことにならないように、こういったものというか、こういう条例に関するもので早くできるものであれば、やっておいた方がいいのではないかとということでお聞きしました。わかりました。

○議長（我妻弘国君） 3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） さっきの説明で緑地はわかったのですがけれども、環境施設というのがちょっとイメージが全然わからないので、お示しいただきたいのですがけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 環境施設といいますと、例えばグラウンドですか。職員厚生用の野球とかサッカーをやるグラウンド、それから噴水とかある公園です。それから、体育館、そういうものを含めて環境施設と言っております。環境施設が今回20%以上ということなのですけれども、当然その環境施設の割合の中には緑地面積も含めた数字だということでご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。

ほかに、11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） ちょっと確認させてほしいのですけれども、これは神明堂工業団地が高度電子機械産業集積形成基本計画に指定されているということでございますが、この特例を受けるための対象が、団地全体の中での緑地面積とか、環境施設面積とかということではなくて、その団地内にある個別の事業所、今回例えばリコー、個別のリコーの内部だけでの緑地及び環境施設なのだとということ。団地全体ではないのだと。あそこの神明堂工業団地はかなり広くて、そういった意味では、団地全体ではかなり余裕があるとは思いますが、確認の意味でお伺いしますが、リコーの一つの企業というか、工場というか、この敷地の中でこういう規制があるということでございますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 議員おっしゃるとおりでございます。神明堂工業団地が重点促進区域に指定されているわけですが、それぞれ緑地なり、環境施設面積の割合については、今回であれば東北リコーの工場に対しての割合だということです。神明堂工業団地に新たに例えば工場が進出するという場合には、その工場を建設する場合に、同じように緑地面積も環境施設面積もクリアしなくてはいけないということになります。

○議長（我妻弘国君） ほかに、17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 先ほど、リコーのトナー工場は、緑地面積はゼロと課長が説明していたと思うのですけれども、そうすると工場ができる前は、前の法律で緑地面積率はどのくらいだったのか、環境施設率はどのくらいだったのか、工場ができたからどうなるのかをお聞きします。

それと、先ほどの説明で、環境施設率に緑地率も含まれるという説明だったのですが、そういうふうに見るのですか。そうするとこれは、ここに今回環境施設率100分の15となれば、緑地面積を含めてで、緑地面積は10%なくてもいいという考え方なのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 今回、トナー工場増設に従いまして、増設による緑地面積はふえないということをご理解いただきたいと思います。

東北リコーの実際の敷地面積は、15万1,390平方メートルございまして、今回トナー工場建設するに当たっては、プラス・マイナス・ゼロということで、敷地面積については変わりがないということでございます。

今回、トナー工場建設につきまして、第7工場ということに東北リコーではなるわけですけ

れども、その第7工場のメインの工場なり、あといろいろな水の設備とか、エネルギーセンター、サテライトということで生産施設が5,726平方メートル、前よりもふえることとなります。緑地面積が変更前、トナー工場をつくる前が3万849平方メートルございました。今回変更になりまして、若干緑地が減るということで、2,074平方メートルほど緑地が減ることとなります。それから、環境施設面積ということで、今回多目的グラウンドですね。8,800平方メートル、あそこグラウンドがあったわけですが、すべてなくなるということで、8,800平方メートルほど減になるということで、緑化と環境の合計、変更前が4万1,681平方メートルあったわけですが、今回3万1,124平方メートルということで、約1万平方メートル緑化と環境の面積が減るということでございます。

そうしますと、単純に計算できないのですけれども、先ほど言いました算定方式でクリアしていれば問題ないということなのですけれども、単純に計算しますと、緑地面積率が19%、環境施設面積率が20.5%になってしまうということでございます。ただし、あくまで算定については、単純に計算するわけにはいかないものですから、これまではクリアしていたのですけれども、今回あの算定方式にいろいろな数字を入れて計算しますと、あの算定方式ではアウトになるということでございます。今回、10%以上あるいは15%以上にそれぞれ改定すれば、どちらもクリアするというところでございます。

先ほど言いましたけれども、環境施設の中には、極端な話が環境施設が15%以上でありますから、緑化施設が15%以上あれば、環境施設がなくてもいいということでございます。環境施設の中にも緑地面積が含まれて15%以上だということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号、柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第5号 柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第5号柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第5号柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例についての提案理由を申し上げます。

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」が、平成19年5月11日に交付され、これに基づき同法第5条第1項の規定により、宮城県では7市9町1村を集積地区として「みやぎ高度電子機械産業集積形成基本計画」を策定し、平成19年7月30日に経済産業大臣の同意を得たところであります。

今回の条例制定は、この基本計画に該当する企業の環境整備を図る支援措置として、固定資産税の課税免除に関する必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長がご説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（永井 裕君） それでは、詳細につきまして補足説明を申し上げます。

それでは、議案書の21ページをお開きください。

議案第5号柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例であります。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が平成19年5月11日に交付され、同年6月11日から施行されました。その後、同法第5条第1項の規定により策定しましたみやぎ高度電子機械産業集積形成基本計画が同年7月30日に、さらに平成21年2月24日には宮城県南部地域食品関連産業等活性化基本計画が経済産業大臣の同意を得たところであります。そこで、今回これら基本計画に該当する企業の支援措置といたしまして、固定資産税の課税免除に関する条例を新たに制定するものであります。

なお、今回条例を制定したことによりまして、同法第20条の規定により承認を受けた事業者が、企業立地計画に従い、法に規定された施設を設置した場合、当該施設の用に供する固定資産に大して、固定資産税を課さなかった場合の減収額について、総務省令で定めるところにより算定した額を、普通交付税を算出する際に基準財政収入額から控除することができることとなったもので、減収額の75%が普通交付税で補てんされるというものであります。

第1条ですが、条例の「趣旨」を定めております。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第9条第1項に規定する同意集積区域における固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものというものでございます。柴田町を含め、この集積区域の中に規定されておりますのは、みやぎ高度電子機械産業集積形成基本計画では7市9町1村、宮城県南部地域食品関連産業等活性化基本計画では6市11町1村となっております。

第2条、「免除」であります。課税免除の対象と条件を定めております。同意集積区域内において、法第5条第5項の規定による産業集積の形成、または産業集積の活性化に関する基本計画の同意の日から起算して5年を経過するまでの期間に、法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従い、法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令第3条に規定する対象施設を設置した事業所について、当該対象施設の用に供する家屋もしくは構築物、またはこれらの敷地にある土地に対し、最初に固定資産税を課されることとなった年度以降3カ年度に限り、当該固定資産税を免除するというものであります。

ただし、事業者が支援措置を受けるためには、事前に企業立地計画を作成し、その計画について県知事の承認を得ることが必要となっております。また、家屋または構築物を構成する減価償却資産及び当該家屋または構築物の敷地である土地の取得価格の合計額が2億円を超えるものであることなどが条件となっております。

次に、第3条であります。「免除の申請及び決定」であります。前条の規定により、固定資産税の免除を受けようとする者は、免除を受けようとする年度の法定期限前7日までに次に掲げる事項を記載した固定資産税課税免除申請書を町長に提出しなければならないものです。

1号、2号、3号となっております。

2項につきましては、町長が前項の固定資産税課税免除申請書を受理したときは、審査をし、免除の処分を決定し、その旨を固定資産税の免除を受けようとする者に通知するというものです。

次に、第4条ですが、「免除の取消し」であります。町長は、第2条の規定により固定資産税の免除を受けた者が次の各号に該当するときは免除を取り消すことができるというものであります。1号としては、虚偽の申請その他不正な行為があったとき。2号としては、この条例及びこの条例に基づく規則に違反したときとなっております。

第5条は、「規則への委任」であります。この条例の執行に関し必要な事項は規則で定めるものであります。

附則ですが、この条例は交付の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） この条例の中で、第4条にかかわって免除の取消しという条項があります。その取消しの条件として、虚偽の申請その他不正な行為があったとき、あるいはこの条例及びこの条例に基づく規則に違反したときという項目があるのですが、考え方として一つ確認しておきたいなと思ったのは、昨年来から問題になっている企業の派遣切り等の解雇があったとき、当然その町がこれらの企業に対する優遇措置をとる場合には、一つはその税収の確保と、それから町内の雇用の確保というのが大きな主目的としてあると思うのですが、その部分で、もしその町が優遇をする際に、目的として持っているものに大きく反する出来事が起きた場合に、例えば大量解雇が起きた場合に、免除の取消しの対象になるのかならないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（永井 裕君） そのときに、その申請の内容について、一応処分を決定するわけですが、その辺については審査の上で審査するということになるかと思ひます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 具体的に事例があったときに、これから対応するということになるのかもしれませんが、ひとつその何と云うのか、町内の企業の情報を絶えず集めていないと、それらの情報というのはなかなかつかむことができなくて、昨年来から私も議会で何回か取り上げて、雇用問題の対策を担っている担当課の担当者の方とも情報交換をしているのですが、ただ企業の場合、特に昨今マスコミでも大きく取り上げられて、雇用問題になると口をつぐむという傾向がかなり強くあるようであります。これは柴田町の企業だけではなく、近隣の対策室なんかを持っている自治体であっても、殊に雇用の問題に踏み込んで質問しようとする、企業の担当者は一様に口をつぐむということがあって、非常に情報をつかむのに苦労して

いるということがあります。

その点では、やはり町として優遇の税制を設けると同時に、企業が果たして社会的な責任を果たしているのかどうかということ、やはり情報の把握に務めることが必要なのですが、ただ現実に担当課だけでの努力でその情報をつかむというのは非常に困難な現状もあります。特に、今回の場合には町長の権限が明確にされていて、町としての立場、覚悟を明確にする上では、町長にもぜひ働きかけ、あるいは情報を提供してもらう上での企業に対する働きかけをしていただく必要は私はあるのではないかと考えていまして、その辺について、特にこの取り消しの関係と、それから企業の実態をつかむという点で、例えば企業訪問等をされているとか、あるいはだれかからそういう情報をつかんだことがあるとかということであれば、そういうこともお話ししていただければと思います。町長にお願いしたいと思うのですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今、企業訪問をさせていただいております。なかなか雇用関係は厳しいものがあって、どの企業がという状態ではなく、すべて雇用環境が悪化しているということなのです。それで、今ハローワークの所長が参りまして、実は雇用を維持するために、雇用の奨励金をもらっているのですね。そういうもらっている企業名も実際柴田町はわからないというのが実態なので、雇用関係の情報というのが、正式なハローワークからも入ってこない。私が回っているのもそんなに多くありません。それから、BC会という組織を持って、いろいろやっているのですが、なかなか企業の雇用関係の中身までわからないというのが実態でございます。

ですから、この関係につきましては、雇用確保というのは、我々首長からも大変重要な案件でありますので、情報がつかめるように、企業との関係の中でどこまでできるかわかりませんが、企業の中で開示できる情報について、つかめるような方法が必要ではないかと考えております。そうしたときに、優遇関係ですか。それについて、やめるという判断をどこでしたらいいのかというのは、なかなか難しい範囲でありますので、これからまずは雇用関係の情報をきちっと企業側と行政側、それから関係機関がつかめるような体制整備をする必要があると考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 雇用の問題で、多くは、派遣切りが行われたりリストラが行われて、実際に首を切られた方が漏らすことで事実が知れるということが、この間往々にしてあります。

むしろそこからしか情報源がないというのが事実になっていて、そこでいろいろ努力もされているでしょうけれども、そこでさらなる努力を求めたいなというのと、それから事例としてご紹介しておきますが、実は先日、大河原のオーガを会場にして、緊急生活雇用相談会というのを設けました。私もその相談スタッフの1人として参加してきまして、イメージとしては、東京で行われた昨年の年末の派遣村の仙南版とでも言いましょうか、ハローワーク等で宣伝をしまして、生活困窮者、雇用で困ってる方に対して、法律家、弁護士、司法書士、あるいは業者団体、医療関係者、労働組合、あと地方議員も加わって緊急の相談会をやって、実質2時間の相談会の開設だったのですが、その間20件の相談が寄せられて、その中で5件が柴田町からの相談者でした。もちろん相談を受けるスタッフの側でも守秘義務がありますので、その個別の案件について全体で共有しているというわけではありませんが、その中で1人だけというか、柴田の中の誘致企業で働く青年が相談に訪れていまして、現在生産調整のために生産ラインの稼働をとめたり、動かしたりということをやって、収入が減っていると。仲間の中では、いつ首を切られるかということがわからずに、不安を抱えながら、もしかしたらあるかもしれないけれども、そういった場合にだれに相談したらいいのかということで来た30代前半の方がおられました。その方については、当日の相談会では、みやぎ青年ユニオンという昨年結成された非正規雇用の労働者であるとか、あるいは職場に労働組合がない労働者について、個人加盟を認める労働組合の委員長が相談に乗っていましたが、実際に……。

○議長（我妻弘国君） 広沢君、もう少し、ちょっと長過ぎます。

○7番（広沢 真君） わかりました。

そういう実態がありますので、なかなかこの規定だけで、この条例だけではなく、ほかにも優遇条例がありますけれども、そういった場合に誘致企業なり、町内の企業が、町内で責任を果たすことを求められて、その上で優遇しているということがありますので、そこについてきちっとどう対応するかというのは、町としても明確にしておく必要があると思うのです。それについて、情報をつかむというご答弁をいただきましたけれども、その基準を明確にする意味で、条例を今後さらに発展させていくのか、あるいは内規として決めていくのかということも含めてお考えを伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（永井 裕君） 議員おっしゃいますように、今後条例を、内規を制定するとか、それについては今後検討していこうかと思えます。

○議長（我妻弘国君） ほかに、6番佐々木守君。

○6番（佐々木守君） 一つ伺いたいのですけれども、この条例を活用する、できる土地が柴田町にあるのか。工業団地内であいている箇所があるのか、ちょっと説明をお願いしたい。

もしないのであれば、平成23年までどうするのかということまで回答、もし計画が、新しい工業団地の計画、造成とか、そういうのがこの条例に基づいてやるのだという方向性があるのであれば、回答願えればと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） とりあえず対象になるということで、今のところ、今回の税の優遇措置を受けられるのは、神明堂工業団地の東北リコーのトナー工場だけだということで認識しております。

ただ、国の同意をもらっているのが、先ほど税務課長が言いましたように、二つ、柴田町の集積区域になっておりますけれども、食品関係で新たに今の柴田町の工場適地ですか。そういうところに来れば、同じように適用になるということです。

ただ、神明堂工業団地につきましては、もう既存工場がいっぱいですから、どこかの工場が例えば、言い方が悪いのですけれども、廃業しまして、その工場用地をどこかの企業が新たに取得しましてやった場合には該当になるということで、当面は東北リコーのトナー工場分だけだということで考えております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか、はい、再質問どうぞ。

○6番（佐々木守君） これから進出したいという企業が出てきた場合には、そうすると柴田町としては、誘致企業を受け入れるという考え方はないということですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） そういうことではなくて、当然企業誘致は進めるわけですが、そのためにもこういう優遇措置があるということで、なかなか実際には簡単には企業誘致できないわけですが、企業誘致するための一つの起爆剤というのですか、優遇措置があるということでは、ないよりは当然誘致しやすいということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木守君） もしそういう希望があった場合に、受け入れる土地というのは、今あるのでしょうか、柴田町には。工業団地のほかに。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 町長も企業訪問をやっておりまして、そういう情報は何か所か当然あるということです。

あと、既存の工場でも、当時進出したときにはこのぐらい広い面積が必要だろうと思った面積の半分ぐらいしか使っていないという工場でも、できれば売却してもいいというお話もございまして、何カ所かは既存の敷地で可能性があるということが、二、三カ所はございます。

○議長（我妻弘国君） ほかにございませんか。15番加藤克明君。

○15番（加藤克明君） よく、前低工法減免ということでお話が、よく報告があったのですが、町内企業で固定資産税の課税免除、今現在何企業、そしてまた低工法減免との違いがあるのかなのか、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（永井 裕君） 現在のところ、低工法の減免はございません。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号、柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お昼の時間ですけれども、次の議案第6号も企業立地促進条例に関するものなので、これを決めてから休憩に入ります。そして、再開時間もちょっとずらします。

---

## 日程第8 議案第6号 柴田町企業立地促進条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第8、議案第6号柴田町企業立地促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第6号柴田町企業立地促進条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

ただいま可決いただきました「柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例」の施行に伴い適用除外を規定するため、柴田町企業立地促進条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 詳細説明をいたします。

柴田町企業立地促進条例ということで、町単独で平成19年に企業誘致と既存企業支援、雇用拡大を目指して制定しております。

企業立地促進奨励金、企業立地用地取得金、雇用促進奨励金、緑地推進助成金のそれぞれ四つの支援策がございます。このうち、企業立地促進奨励金には、新たに取得した土地や家屋償却資産に係る固定資産税、都市計画税相当額について5年間交付することになっております。

先ほど可決いただきました「柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例」に適用になる企業について、適用除外を規定するために一部改正を行うものであります。

先ほど申し上げましたように、議案第5号の対象になる企業が東北リコーということになるわけでございますけれども、それにつきましても町単独の企業立地促進奨励金に該当するというので、それについては町単独の奨励金には該当しないということで適用除外を定めるものでございます。

議案書25ページをお開きください。

柴田町企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

改正前、改正後ということで、改正後が上段になります。第14条としまして、「適用除外」ということで、先ほど可決いただきました条例に基づきまして、第2条の規定に基づく課税免除を受けることができる投下固定資産には適用しないということで、適用除外を新たに設けるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号、柴田町企業立地促進条例の一部を改正する条例の採決を行います。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。13時15分から再開いたします。

午後0時13分 休 憩

---

午後1時15分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

次の日程に入る前に、先ほどの議案第3号の件で発言訂正の申し出がありますので、これを許します。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 先ほど午前中、議案第3号柴田町船岡城址公園スロープカー条例の中で、発言が間違っていましたので訂正させていただきたいと思います。

スロープカーの保険につきまして、全国町村会総合賠償補償保険に加入しているということでご答弁申し上げましたが、観光協会所有ということで、観光協会独自に民間の保険会社に総合賠償責任保険ということで加入していたということで訂正させていただきます。

また、指定管理者制度に移行した際には、町の所有となることから、全国町村会総合賠償補償保険の対応が可能となりますが、民間の保険にも加入すべきかどうか、補償内容等を精査しまして、対応したいと考えております。大変申しわけありませんでした。

○議長（我妻弘国君） よろしいですね。

---

#### 日程第9 議案第7号 行政組織の再編に伴う関係条例の整備等に関する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第9、議案第7号行政組織の再編に伴う関係条例の整備等に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第7号行政組織の再編に伴う関係条例の整備等に関する条例についての提案理由を申し上げます。

人口が減少し、右肩上がりの成長が望めない経済社会の到来や、地方分権時代を迎え、こう

した社会変化にいかに対応し、地域のことは地域みずからが考え行動し、解決していくことができる自立した自治体に脱皮していけるかどうかが大変重要になってまいります。柴田町は、来年度からコンパクトシティ構想の実現に向け、住民自治による長期総合計画の策定や、その実現を裏づける新たな産業政策、さらに健康で安心できる暮らしの実現、魅力あるまちづくりを目指すこととしております。こうした政策目標を実現するにふさわしい組織を今回整備しようとするものでございます。

行政組織の再編につきましては、平成17年第2回定例会におきまして、町長部局の14課、1室、1事務所を11課、1事務所とする議決をいただき、同年10月1日から現体制により事務を執行してまいりました。以来、4年が経過し、現在の組織を考えた場合に、財政運営と健康づくり、及び農政と商工観光に重点を置いた組織に再編することが必要であることから、4年間の実績を踏まえて、今回関係条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容は、「まちづくり推進課」を新たな名称の「まちづくり政策課」にし、「企画財政課」の財政部門を従来の「財政課」に、企画部門を「まちづくり政策課」に移行するものです。

また、「健康福祉課」を「健康推進課」とし、新たに「福祉課」を新設するものです。

並びに、「地域産業振興課」を従来の「農政課」と「商工観光課」に分割するもので、平成22年度から施行するものでございます。

この改正に伴い、課設置に関する条例等関係条例5本の一部改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、議案第7号行政組織の再編に伴う関係条例の整備等に関する条例の詳細説明をさせていただきたいと思っております。

手元にお渡ししてあります平成21年第4回定例会議案第7号の関係資料をごらんいただきながら、お願いしたいと思っております。先ほど町長が詳しく提案理由の中で申し述べました内容、重複するかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

町長が申しあげましたとおり、現在の行政組織につきましては、平成17年2月定例議会におきまして、行政組織の再編を議決いただきまして、現組織体制で行政運営を進めてきたところでございます。

それから4年を経過した今、町長が申しあげましたように、地方分権時代にあつて、自立し

た自治体運営が求められております。これまでの姿にとらわれることなく、時代の要請に応じられる新しい形に変えていくことが必要であるという考え方でございます。

今回の行政組織の見直しに当たりましては、住民参加による自立した自治体を目指し、4年間の実施を踏まえながら、住民ニーズや職員の意見を踏まえまして再編するものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

さて、現在の企画財政課ということですが、これは予算と政策の総合調整、総合計画の策定事務を同一課とすることによりまして、政策の企画立案と予算との整合性を図りまして、政策主導型の予算編成の充実を図るということに、当時情報政策室、企画調整課、財政課を再編統合いたしました。人口規模約4万人でありまして、予算総額約200億円を有する柴田町でありまして、同規模の市町村では独立した財政課を設置し、財政指標や将来負担など推計し、健全財政に努めていることや、今後も緊縮財政が続く中、財政健全化を継続的に進めるため、財政債権の継続実施やその進行管理、それから財政4指標の策定、公表の義務づけなど、今後より一層財政部門が重要であることは共通認識されるところであります。企画と財政が同一課ということでは、当然とは思いますが、こんな緊縮財政の中で、財政優先の政策になってくると考えます。従来考えていました政策主導型の予算編成という形で企画財政課を構築いたしました。なかなか難しく、緊縮財政の中にあっても、町民から、将来に向けて夢のある長期ビジョンが求められております。そういったことから、企画部門と財政部門を切り離すということにいたしました。当然ではございますが、企画と財政が分かれた場合であっても、企画策定、計画策定におきましては、財政財源との整合性は確保していき、健全財政に努めるという考え方を持っております。

こういったことから、財政部門は単独の財政課とし、企画部門につきましては、町長の掲げている住民自治の確立と、住民との協働、まちづくりへ向けた政策をより一層積極的に推進するために設置いたしました現在のまちづくり推進課に統合いたしまして、名称をまちづくり政策課とすることで、前段で申し上げました住民参加型の行政運営を確実なものとするとともに、柴田町第5次総合計画の策定につなげていくことができると考えてございます。

次に、保健福祉部門を担当する健康福祉課でございますが、これは町民の健康増進に関する業務と、保健予防、保健指導、高齢福祉、障害福祉、介護保険事業を一体的に所管いたしまして、一元的な政策展開を図るため設置いたしました。その後、介護保険事業、後期高齢者事業や地域包括支援センターの新設事業が創設されたとともに、高齢化を要因とする健康づくり、保健事業の特定健診など事務量が増大してきております。健康福祉課の職員数ではございます

が、職員数も36人と大所帯となっていることから、業務の把握は担当課では枠を超えているのが現状であります。そのほか、職員36人の健康管理、メンタルヘルス、人材育成など、職場環境の維持に苦慮しているということもご理解願いたいと思います。こういったことから、健康福祉課の業務の見直しを図りまして、住民サービスの向上を図るとともに、より一層健全な業務体制を構築したいと考えてございました。

業務の見直しに当たりましては、健康福祉課だけにとどまることなく、健康福祉の観点から、関係する課でございます町民環境課の業務もあわせて検討した結果、健康福祉課を健康推進課といたしまして、従来の保健事業と町民環境課で所管しています国民健康保険事業を担当することによりまして、国民健康保険で持っています疾病データの活用を行いまして、町民の診療傾向を把握しながら、健康推進につなげていきたいと考えました。そのほか、健康福祉課で担当しております高齢福祉、障害福祉、介護保険事業等は、新設する福祉課が担当し、健康づくり事業と福祉事業を分離独立させたいと考えてございます。

このことによりまして、町民環境課の事務につきましては、町民窓口と環境衛生となりますので、執務場所を、今課長は中に入っていて、窓口が外ということで、課長の目がちょっと届かないということもありますし、ご案内のとおり、窓口業務につきましては、有権者3万1,000人の方たちが皆さん訪れ、千差万別な人が訪れ、いろいろ問題点も年に何回かあります。そういった場面で、課長がやっぱり前に出ていないと、職員も安心して執務ができないだろうということで、執務場所を町民ホールに一括し、一体的な職員管理ができるようにしたいと考えてございます。

次に、地域産業振興課であります。農業、工業、商業、観光を一括して担当いたしまして、生産、加工、流通、販売、消費の全般につきまして、各業種間の連携を図りながら、総合的に支援振興し、地域内発型の産業政策の展開を図るということで当時設置いたしました。しかし、近年の経済状況につきましては、議員の皆様ご案内のとおり、企業のこういった倒産とか、あと商業関係の倒産関係とか、企業対策、商工対策、それから観光対策につきましても、一般質問の中でいろいろ議員各位からご質問があったように、観光対策、それから雇用対策など重要視されていること、これも皆様ご認識のとおりだと思います。

また、そのほかに柴田町のみならず、税収の落ち込みというのが予測されます。企業の税収というものは大きいものがございまして、そういったことから、いち早く柴田町の産業振興、企業の振興になお一層取り組むことが必要だと考えました。

一方、柴田町の農業につきましても、時代の流れによる今の新政権の中で、個別所得保障や

転作の考え方、それから後継者対策の問題などなど、大きなくくりでいいますと、農村の集落環境整備など、今後の農業政策がなお一層重要となっているということもご認識のとおりだと考えてございます。こういったことを踏まえまして、従来の農政課と商工観光課に戻すわけでございますが、農政という名前と商工観光という名前を全面に名称に戻すことで、柴田町の農業、商業、観光事業への取り組みの姿勢を町民に示されるものと思っております。そして、さらなる農工商の振興を図りたいと考えてございます。

その他の当時新設統合した課でございますが、子ども家庭課、都市建設課、上下水道課につきましては、職員の削減や事業増大により厳しい事務執行状況ではございますが、職員の努力とレベルアップで、現時点におきましては効果があらわれているものと考えておきまして、この課につきましては現状維持という考え方を持っています。

以上、従来の町長部局11課、1所を13課、1所にしたいと考えてございます。

また、教育委員会その他の機関であります。議案第2号で議決いただきました柴田町図書館が新設されるということございまして、そのほかにつきましては変更なしということで考えてございます。

以上の理由から、行政組織の再編を行うものでございます。

それでは、議案書の27ページをお願いしたいと思います。

議案第7号行政組織の再編に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定するということでございます。

第1条につきましては、「課設置に関する条例の一部改正」でございます。改正後でご説明させていただきたいと思っております。

第2条、「課の設置」でございます。1の「総務課」から、変更になりました「まちづくり政策課」、それから「財政課」、「税務課」、「町民環境課」はその名称のとおりでございます。次に、6といたしまして「健康推進課」、7「福祉課」、「子ども家庭課」はそのままと。9「農政課」、10「商工観光課」という課の設置になります。

次ページになります。

次ページにつきましては、11、12、現状のままということでございます。

その課において、担当する「事務分掌」でございますが、総務課については変わりませんので、そのままということにしてあります。2のまちづくり政策課という名称を変えまして、(1)の「町政の総合的企画及び連絡調整に関すること」、従来企画財政課で担当していた業務でございます。それから、(2)につきましては、「まちづくり推進に関すること」となっております。

したが、「まちづくり政策に関すること」という形で改正するものでございます。それから、「行財政運営の総合調整、調査及び考査に関すること」につきましては、これは従来企画財政課ということで担当していたものでございます。それから、4、5、6につきましては、まちづくり推進課で担当していた部分でございます。それから、「統計に関すること」「情報政策に関すること」、これにつきましては企画財政課で担当していた部分でございます。これをもちまして、まちづくり政策課で事務を担当するということでございます。こういったことで情報の収集、統計のデータを収集するなり、男女協働参画なり、広報広聴活動、そういったものを踏まえまして、町政の総合的企画等を行い、第5次総合計画の策定につなげるという考え方でございます。

それから、3でございますが、財政課、これにつきましては、企画財政課で持っていた部分をまちづくり推進政策課に移し、残った部分というとあれなのですけれども、「予算及び財政に関すること」「財産に関すること」「契約に関すること」「車両管理に関すること」を残しまして、財政課と考えてございました。

それから、29ページになりますけれども、6、健康推進課ということで名称を変えまして、1番、2番については、従来の健康福祉課で所管してきた「健康推進に関すること」「保健衛生に関すること」でございます。それから、(3)、(4)につきましては、町民環境課で行っております国民年金及び国民健康保険、老人保健に関する医療の給付等に関して、健康推進課で行うということであります。(5)に後期高齢者、これは従来入れてありませんでしたが、新たに後期高齢者を、事務を明確化するということで入れてございます。こういったことで、先ほどお話ししましたが、国民健康保険等で持っております疾病データを活用し、健康推進につなげる。それから、保健衛生につなげるという考え方で所管するというところでございます。

7番の福祉課につきましては、社会福祉、障害、高齢福祉等々の福祉事業を担当するというところでございます。それから、介護保険に関することということで、介護保険につきましては、保険という考え方もあるのですが、やっぱり障害福祉、高齢福祉に精通するといえますか、関するものということがありまして、介護保険と高齢福祉とを一緒しておくべきだという意見がありまして、そういった形で福祉課で担当するという考え方で所管、所掌事務を構成いたしてございます。

これらにつきましても、健康推進課、健康福祉課、こういった事務分掌の割り振りをするかというのは、なかなか難しゅうございます。そういった関係で、特にここにかかわってくる部分については、保健師が主に両方の課にまたがった形でかかわってくるということがございま

す。そういった部門については、去年から保健師長を設置いたしまして、保健師に関する部分については、保健師長が中心となった横の連絡調整をきちっと果たしてほしいという意味合いの中で保健師長を創設し、実施している現状でもありますし、今後もそういった形をつないでいくという、両課をまたがった保健師については統合していくという考え方を持っています。

次に、9の農政課でございますが、「農業に関すること」「畜産及び林業に関すること」、新たに「農村の環境整備に関すること」ということで入れさせていただきました。現状、農村の環境につきましては、いろんなやれる農業政策等々もありますが、やっぱり高齢化というようなものが一番問題になっているのかなと考えています。そういった意味からも、農村環境整備ということで、農政課のみならず、地域で支える農業という観点からも、こういった1項目の環境整備ということを入れさせていただきました、そういった観点を充実を図っていきたくて考えました。

それから、商工観光課でございますが、当然でございますが、「商業及び工業に関すること」「労政に関すること」、それから新しく「観光物産に関すること」ということを入れさせていただきました。それから、「新産業の創設に関すること」ということで、今回の一般質問でも多く観光行政についてのご質問、それから町の姿勢を問う質問がございました。これにつきましても、観光物産という形で商工観光課が従来の商工観光課の形に戻すような形にもなりますが、充実させていきたいという考え方を持っています。

また、農政課と商工につきましては、当然つながる部分もございますので、そういった部分につきましては、協調しながらやっていくという考え方を持っています。

以上が第1条の課設置に関する条例の一部改正の内容でございます。

それに関連いたしまして、「柴田町総合計画審議会条例の一部改正」ということで、第2条、これにつきましては、名称の変更で「企画財政課」を「まちづくり政策課」とするものがございます。

同じく第3条でございますが、「柴田町交通安全対策協議会条例の一部改正」ということで、「まちづくり推進課」ということを「まちづくり政策課」という形の考え方。

それから、第4条でございますが、「柴田町の農政事務所設置条例の一部改正」でございますが、これにつきましても「地域産業振興課」を「農政課」ということでございますので、第4条、「地域産業振興課」を「農政課」に、それから農政事務所の機構図でございますが、これにつきましてもゴシック体で記述してございますが、「地域産業振興課」を「農政課」とす

るものでございます。

それから、第5条でございますが、「柴田町商工振興審議会条例の一部改正」ということで、「地域産業振興課」で事務を処理しておりましたが、今度は「商工観光課」という名称の変更と変えさせてもらっております。

附則でございますが、この条例は平成22年4月1日から施行するというところでございます。何とぞご理解賜り、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 平成17年に前回の行政組織の改編があつて、そのときに私はその改編の内容については反対しました。反対理由については、一つは、ポストが減ることによって、頑張った結果として責任ある立場につくということが少なくなって、職員のモチベーションが下がるのではないかということ。

それから第2点が、同時に導入されたグループ制、フラット制のこともあつて、なかなか専門知識を身につけたスペシャリストが育ちにくいのではないかということを挙げました。

さらには、その執行部とのやりとりの中では、ご答弁もいただきまして、ポストの減については、単なる出世だけではない、町民のための仕事に尽くすという点で、働きがいを見つけていただくように考えたいとご答弁いただいたのと、それからスペシャリスト云々の話については、今行政に求められるのは、一つの窓口では一つのことしか対応しないで、来た方の多様な問題についてはたらい回しにするのではなく、ワンストップサービスで幅広いニーズにこたえられるような、広く浅くのゼネラリスト、つまりオールラウンドプレーヤーの職員が求められるのであつて、専門的な知識を持つ職員の必要性を否定するわけではないけれども、今必要なのはそういうタイプの職員なんだというご答弁をいただいて、前回の組織改編が行われたと記憶しています。

その点で、今回の組織改編については、一定部分をもとの形に戻すというふうにもとれるのですが、今挙げたような、前回私が反対した理由で出されている懸念、ポイントについて、どういうふうに総括をするか。あるいは、何か考え方に変更があつたのであれば、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 確かに住民ニーズの高度化があり、専門的な能力を持った専門職員が必要だろうというのは、私も共通認識するところであります。

また一方では、ワンストップサービスといった形で、多様なニーズ、能力を持った職員がそ

こで対応するという形も必要だと。では、それをどういう形で構築していくのだということですが、これにつきましては、人事異動の中で、やっぱり職員も望んでいることではございますが、若いうちにいろんな課を経験し、そしてある程度、ある程度ってどのぐらいの年齢だと言われると困るのですけれども、ある程度の年齢になれば、やっぱりその人に合ったというとあれですけれども、その業種に固定していくというか、長く5年以上、そこで専門的な形で対応してもらおうという考え方の中で今までも対応してきましたし、今後もそういった形の対応をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、広沢君。

○7番（広沢 真君） それで、全体的に言うと、組織機構の形を変えたわけではなく、もう少し突っ込んだ形で人事政策上の問題もぜひ考えていただきたいと思っているのです。

というのは、やはり前回グループ制、フラット制を導入されて、今回その部分については触れられていないわけですが、ただやはり人事政策上、この間、この議会の中でも一時話題になりましたけれども、勸奨退職制度を行って、予想以上に一定の経験を積んだ方が多目にやめられたという事実もあるし、それから全体的に言えば、組織構造が逆ピラミッド型になっているという部分があって、スペシャリストの養成という点では、待たなしの状況になっているのではないかと私は思うのです。

例えば、それぞれの課に複数のスペシャリスト、基礎的な専門的知識と経験を持った方がいれば、その後の人材に対して、経験や知識、技術など伝えることは可能ですが、幅広い知識だけを持って、広く、浅くの立場だけをとっておられた方だけだと、やはり風化してしまう知識や技術というのは絶対あると思うのです。その意味では、この数年というか、そう長くない間にも、きちっとそういう対策をとっていただくということが必要だと考えています。

その点では、人事異動の Spann、例えば柴田町の役場というのは、ほかの町の役場に比べて異動が早いのではないかというようなことも感じている部分がありまして、それからキャリアアップのために資格等の取得の努力をした。そして、取得をした直後にかわってしまうようなこともあるということを聞いています。その点では、人事政策上、一定腰を落ち着けた人事配置というのを改めて考えていただく必要がある。今のご答弁でもありましたけれども、改めて考えていただく必要があるのではないかということをお聞きしたい。

それから、実際の人事制度にかかわって、今柴田町の役場でも人事評価制度というのをやっていると思います。この人事評価制度というのは、近年、最初柴田町役場で導入を考えられたときにはそれほどでもなかった感じはしますが、ただ最近では地方公共団体の職場に合わない

のではないかという意見が強まってきています。例えば民間企業であれば、人事評価で半年スパン、1年スパンで業績の評価が求められて、そして評価を出して、それに見合っただけで企業としても評価をしていくということがあり得ると思いますが、行政の職場であれば、半年、1年では結果の出ない長期スパンで考えなくてはならない事業も圧倒的に多くあると感じています。

その点では、なかなかその職員自体の評価に合った形をつくり出すというのは非常に難しいと私は考えています。その点で、人事評価制度をどう考えておられるか。特に、これは事実関係はともかくとして、話として耳にしたのですが、例えば職員の間でお互いに牽制し合って、「あの人は上司の評価を得るために残業している」であるとか、あるいは「成績につながるような仕事だけしている」なんてお互いに言い合っているような事例があるということをお聞きしています。事実関係は別にして、そういう制度の弊害として、職員間に不信感を抱かせるような制度については、やはり見直しが必要ではないかと思うのですが、その点についていかがかお考えを伺います。

○議長（我妻弘国君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 人事評価の方からお話しさせていただきたいと思うのですが、今現在、人事評価等につきましては、各2段階のチェックということで課長等が評価するのであれば、班長が評価し、課長が評価する2段階評価という形にしております。ただ、その人事評価の考え方なのですが、格好いいことを言いますと、職員の人材育成という観点が一番大きいものだと考えてございます。ことしから自己評価をやって、それから班長が評価し、課長が評価する。そして、それをフィードバックするという考え方の中で職員と課長が2次評価者が1対1でお話をして、意向を聞いて、あなたはこういったことで自己評価はここは私はいいいと云うのだけれども、こっちから見ればこういったところが不足していますよという形のフィードバックをことしから、今回から行いました。そういったことで、その本人に説明し、ご理解というか、理解していただけるかどうかはなかなか難しいのですけれども、やっぱりそういったところを直して、次のステップ、次のステップという形の人事評価の考え方は、そういった評価の仕方をしていこうと考えてございます。

なかなか難しゅうございまして、今実際、議員各位ご案内のとおり、ボーナスの勤勉手当等のみの評価ということにしてございます。これにつきましては、半年間の勤務の中で評価をして、次の6月なり、12月の賞与の勤勉手当に反映させる。ただ、それにつきましては、そこからまたスタートということになりますので、その半年間でまた優秀ということであれば評価が上がるし、普通に戻るし、下がるしといった、そういった形の今は評価をさせていただいてい

るということですが、やはり今後これが給与の方に入ってくるとなると、1回上げてしまえば、もうその方はずっと定年まで上がったままとなりますし、下がってしまえば、それが定年まで下がった給与という形にもなりますので、なかなかそこまで踏み切れない状況にあるということはお案内のとおりだと思うのですが、将来的には必ずそこまで評価をしていくということが義務づけられてくると考えてございますので、今の段階とすれば、試行の段階的な形になるのかなとは思いますが、これも評価する側ももう少し勉強しながら、職員の人材育成というものを考えて評価していくという方向に、私とすればもう少し持っていかななくてはならないだろうと。担当する課とすれば、そういったことに力を入れていかなければならないだろうと考えてございます。

それから、専門的な部分の異動の考え方なのですが、なかなかこれは難しゅうございまして、例えばその職員を5年なり6年なりその課に置いておくと。専門的知識を持っているから、その課に置いておくという形になると、それはそれでいいのですが、今度その職員の昇格の形があるわけです。そうすると、例えば私の課ですから総務課のことを話しますと、総務課の法律に長けている職員がそこに10年ぐらいいたと。もう昇格しなくてない時期にあると。そのときに、その上に班長がいるわけです。では、その班長を飛ばして、その班長にできるかという、これはなかなかできないもので、やっぱり1回どこかの課に行って昇格させてという形の昇格の考え方も難しいところがあるのです。そのポジションだけで偉くなっていくのであれば、私はそれはそれでやれると思うのですが、ただ柴田町役場、どこの役場もそうなのですけれども、やっぱり総務課ですと十二、三人の職員の中で、その課の中で昇格していけるかという、なかなかできないのです。ですから、その職員が優秀で法律をきちっと勉強して、条例とか何かすごい能力を持っている職員だという認識をしていますが、どうしてもやっぱりその職員を私とすればどこかに出してやって、班長とか、課長とかという話の中で、やっぱりその場ではなかなか班長、課長にはできないというような異動の難しさというのがございまして、議員おっしゃるのもわかるのですが、ですから先ほどお話ししましたように、できるだけ職員はいろいろな課を若いうちに渡って、ある程度のところになれば、班長なりでその課に少し長くいて、そして課長になるのであれば、どこかの課に行って課長になるという形でない、なかなか難しいのかなと思っております。

それから、くどくなって申しわけないのですが、もう1点は、専門職員とスタッフ職員という考え方もあるのかなと思っております。今言われるような専門職員として、今主査、主幹、参事、副参事という職種もありますし、あと課長とか班長という職種もある。この二つ

のラインの中で考えていくのも必要なのかなど。専門職としてのラインと、あと私みたいにオールラウンドプレイヤーとしてあれですけども、浅く広くの人間もいますので、そういったラインと。それで、参事が課長になって、課長が参事になる。この動きも、それはそれで構わないと思うのですが、そういった意味合いのスタッフラインと専門ラインの考え方も、議員がおっしゃったようなそういう考え方も必要になってくるのかなとも考えていますが、なかなか難しいということをご理解願いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） はい、再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） そうなると、課長がおっしゃるとおり、昇格の問題で二つの体系を持って連絡というか、交流し合うというのは自由なやり方だと思うのですが、そうなってくると、最初のグループ制、フラット制を導入したときのポストを減らしたということが、結果的には人事異動に難しさを設けているということではないかと私は思っているのです。そこをもう一度考え直さないと、どっちつかずのままになってしまう可能性もあるわけですから、そこを再考していただきたいなと思っています。

それから、人事評価制度とかかわって成果主義賃金の問題ですけども、成果主義賃金の問題というのは、まさに私は地方公共団体に合わないと思うのです。例えば企業であれば、売り上げを上げた、あるいはどこどこと契約を結んだ、そういう成果が上がって、それに基づいて昇給なんかを考えられる、そういう理由になるわけですけども、やはりその長期的スパンと、それから1人でやる仕事ではなく、みんなが協力し合ってグループなりでやるということに対して、グループの評価と、個人個人の評価をどういうふうにするかというのは非常に難しいと思うのです。その点では、この成果主義賃金を進めることは、私は自治体にとっては非常に危険だと思っていますから、その部分について、やはりそのポストがなくなる以上に、逆に職員のモチベーションを下げることに繋がると思っていますので、そこはぜひやらない方向で考えていただきたいということを最後の質問にしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 成果主義だけを視点にとりますと、確かに役所の場合はみんな協力してやっているのですが、やっぱりその中でも一生懸命新しいことに挑戦して、そして住民の課題に取り組んでいる方と、役場の中を見ていると差はあるのです。例えば応接なんかを見ている、きちっと対応できる職員、何回町長が朝礼で言っても直らない職員、いるのです。そのときに、やっぱり意欲のある方々については、期末勤勉手当の中である人数だけ評価して上げる。マイナス評価はしていませんが、プラス評価をして、意欲をやってもらう制度をしていか

ないと、町民の方からは二つの評価があるのです。一生懸命対応してくれる職員もいるし、何回言っても横柄な態度が直らないという職員も現に私の方に直接来るのです。それを同じ処遇でいいのかという問題がありますので、やっぱり業績という面ではなくて、仕事に対する意欲とか、取り組みとか、課題解決、そういうものについて、ある程度実績を上げた職員については、期末勤勉手当で差をつけるということは、私は必要ではないかと思っております。

そのときに、恣意的にならないように、一応2段階方式をやっておりますが、最終的にその中から選ぶのは、総務課長以下三役、4人で、総務課長からこういう各課長の評価を聞いて、その中から間違いのないということで評価をしていると。私も下から上がってくるのだけの評価しているわけではありません。恐らく総務課長に続いて、私が全部職員の顔と名前がほとんどわかるのではないかと思うぐらい、時たま電話を入れたりして、応接がどうなっているのか、町の職員の中でポケットに手を突っ込んで歩いているようなのにはきちっと注意しますし、そういうことはやっておりますので、ある程度の頑張りぐあいに応じて期末勤勉手当で差というのは、報酬を与えるのは必要ではないかと考えております。業績については、みんな一緒にやっているのだから、なかなかこれは評価しにくいというのは議員おっしゃるとおりだと考えております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目なのですが、4年ぶりの組織再編ということなのですが、町民からすると、今の体制になれたばかりなのに、また変えてしまうのかと。それから、今の体制でどこに相談に行ってもいいかわからないと戸惑っていたのに、また組織が変わるというわけで、町民の方に例えば広報しぼたなどで、今度の組織改編をどういうふうに説明するのか。今ここでは、町としていろんな政策面を強化するとか、説明はありましたけれども、町民に対して、例えばもっと皆さんの身近なものになるとか、役場を利用しやすくなるとか、そういうことでこの組織再編をするのですというような説明でもしてもらえればいいのですけれども、どのような説明をするのかお聞きしたいと思います。

また、ずっと昔に私質問したのは、役場の1階に来たときに、町民の方がどこに行ってもいいかわからない。銀行みたいに案内人みたいなのをつけたらどうかと、役場OBの方とかですね。あと、その案内板というのでしょうか、標識というのでしょうか。何課が何を担当というのではなくて、こういうご相談でしたら何課とか、子供の事とか、高齢者の事とかという、もちろんこれ来年4月以降こういう再編としたならば、町民への庁内の案内というものをご提供するの、今どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

2点目は、この組織再編、どなたが一番最初に提起したのかわかりませんが、ここに至るまでの役場職員の意見というのでしょうか。そういうのはどういうふうに反映されたのか。私、これ今度の改正後という資料を見たときに、まず目についたのは、地域産業振興課ですか。商工観光課と農政課、つまりもとに戻すと。私も農業委員というのをやりまして、今まで2人の課長でやっていたのが、今は課長1人でやっているわけです。すると、イベントの多い課でしたから、準備だ、後片づけだ、それからほかの会議にも出なくてはいけない。なかなか代理出席が可能にならないから、結局課長が出るということで、私のイメージとしても、今の地域産業振興課ですか、課長は余計大変だなとは当時思いました。

今回、こういうふうにもたもとに戻すというのはわかるのですが、そうしますと役場職員の本音と言っては何ですけれども、行財政改革、その一環としての組織再編、そして人減らし、正直言って職員はなかなかこの組織に対応できなかつたと思っているのかというのでしょうか。さっき、職員の健康診断とかという話がありましたけれども、私としては、その辺を正直言って、本音を聞きたいという部分があります。

先日の一般質問の中でも町長は、さくらマラソンの件ときに、「職員も限界があるから結局さくらマラソンも休止した」と答弁したように私は聞きましたけれども、本当に職員が大変なのかと。この質問、答弁どうなったというのはちょっと難しいのですけれども、そういう職員の本音というものが反映されてここに来ているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

3点目は、ですから私これを見たとき、昔私なんかも議会の行財政改革特別委員会、佐藤輝雄議員が委員長ですか、それに基づいて前に組織再編があつて、今度の改正を見ると、昔のもとに戻つたなという印象が強いのです。そうしますと、都市建設課とか、上下水道課なんかも二つの課を一つにしたのですけれども、これ将来またここももとに戻る。そうすると、完全に4年前の姿に戻るのかなという気がするのですが、その辺の見通しをお伺いしたい。

4番目は、これでいきますと、これまでの行財政改革の一環として、こういう組織再編をやつてきたわけなのでしょうけれども、これまでの行政組織の再編というのはうまくいっていなかったと考えていいのでしょうか。町としても、そういう評価をした上で、今度の組織再編を考えたということなのでしょう。

最後、5点目なのですが、我々議員、常任委員会とか会派の視察で相手先に伺つたときに、大体必ず議場を見てくるのです。私もこの前久しぶりに行って見たのは、市だと部長制ですから席が少ないというのは大体わかります。それから、柴田町とそう規模の変わらないところで

も、説明者席ですか、席が少ないなと思うのです。これ、ほかの議員はどう思ったかわかりませんが。私も約2年ぶりに町会議員に復帰して最初に思ったのは、こうやって課を統合したのだから、課長の数が減っているならば、そっちの座席というのは減っていると思ったのです。変わらないか、ちょっとふえているという印象を持ったのです。なぜかという、対策監とか、管理監という、いわゆる専門監と呼ばれる方々が座っています。答弁も一生懸命なさっているのはわかるのですが、最後の質問でここでお聞きしたいのは、そういった専門監の位置づけというのはどうなっているかです。こういう資料で見ると、総務課と書いてあって、下にといい方は悪いのですけれども、危機管理監とか、税務課で税収納対策監とか、つまり何々監という方は、課長に準じるいわゆる課長級のポストなのか、課長補佐というような位置づけなのか。どういう位置づけで、では申しわけないですけれども、ここの答弁席というか、説明席にいるのかです。

これも本当に最後の質問になりますが、今の役場職員の年代構成から、今後も最低限やっぱりこれだけのポストが必要だ、設けたい、そういうことでこの専門監というものの人数というのでしょうか、そこをどう考えていくのかお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 1点目の組織を変えて、どういったPR、それから町民が来た場合に迷わないようにどういう形で対応するのかということですが、当然のことながら、広報紙なり何なりで町民の方には周知徹底を図るということは当然のことだと思います。それから、やっぱり中心となる行政区長です。主に役場の方に毎回来られるのは、町民の自治会の会長である行政区長ですので、行政区長にご理解を賜ることが必要なのかなと思っております。

それから、初めて役場の方に来られた方等については、町民環境課の中に総合案内という形の中で、ほとんどの方が町民環境課の窓口の方で、実はこうなってこう来たのですけれどもという形でお話をされ、町民環境課の方でそれについてはこちらですよ、あちらですよということをお話しするなり、あと担当課の方に電話をかけて、担当課が下におりてくるなりという形で対応させていただいているということで、これについては従来と変わらないような形で対応させていただきますので、大丈夫かなと思います。

それから、今後、今の提言にもありましたように、今後庁舎内のそういった表示的なものですね。階段のところにはしてあるのですけれども、わかりやすいような表示を今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、2点目の職員の意見ということでございます。組織改正につきましては、まずは私が担当課長の方に組織再編を行うという中で、人員の配置状況も含めて、今の人数でどうなのと。職員が削減される中で、何とか職員を削減できないですかというご相談も含め、それからこういった組織の中、それから広沢議員が言ったような班制度のあり方、そういった班制度の問題点等をレクチャーさせていただきました。

そういった中で、担当課長は自分の課に戻りまして、課内でいろいろ組織についてお話をされ、それを持って私とレクチャーし、私はそれをもとに組織図をつくり、副町長、町長、教育長なりにこういった形の意見を踏まえて、こういった形で組織再編を進めていきたいということで相談をし、当然町長の政策の中の組織ではございますので、町長の考え方が優先はすると思いますが、一応今回の場合については下から積み重ねて、町長の方に提案したという状況になってございます。

それから、今本音という話でございます。農政、商工の本音につきましては、担当課長がおりますので、担当課長の方から本音を言ってもらえればいいのかと思います、飛ばします。

3番目につきましては、都市建設課とか上下水道課については元に戻すのかというような話でございますが、先ほども説明しましたが、現時点という形をお話しさせてもらっています。今の現時点では、何とか職員が少ない中でやっていたというところで、それから横のつながりがきちっと、前と違って、水道、下水、両方とも道路に埋設という関係の形で、これも当時の議員から、1回穴掘ってまた掘るのかという話もあったのですけれども、そういった調整はできていると。一つの課でございますので、そういった有効な面が結構ありますので、現時点では変更するという事は考えてございません。

ただ、将来的に水道事業所というものが単独でございますので、別な建物の中に行って、水道事業所というものを確立していくという考え方が出れば、またそれは話が違うとなってございますが、現時点では都市建設課なり、上下水道課なり、新設した子ども家庭課、子ども家庭課については、少子化の中で子育て支援ということで重要な課でもございますので、これはそのままいくというふうに考えてございます。

それから、今までの組織はだめだったのかということでございます。私からだめだったとは言えませんので、それはそれで当時の政策の中で反映され、一つの例を言えば、今回農政と商工を分けますが、農政と商工が合わさって地域産業振興課ということになったことによるメリットもあるわけです。観光物産協会の設立、私も当時は考えていませんでしたが、今ある

太陽の村、あれは農政部門でやっている。それから、館山公園は商工部門でやっていた。それを一つの課にするということは、やっぱり地域産業振興課長が一つという形の中で考えが出てきたと。一体的な観光整備ということも利点の一つかなと思っております。

今後は、観光物産協会というものを積極的にといいますか、支援していく。観光の振興を図っていくという町長の答弁の中にもありましたように、それでは今後は商工観光課という従来に戻した形の中で、積極的な形で対応していこうという政策の転換といいますか、そういった考え方でやってございます。当然4年間の反省も踏まえてということもあることはあるということでございます。

それから、もう1点のこちらに座っている課長、それから専門監の席の話でございますが、今現在、課長は、柴田町の給与表の制度については6級制、最高が6級となっております。それで、課長は6級、それから専門監につきましては、ことしの4月から6級という形にさせていただきました。当然議会に出て、専門的な私どもの課であれば危機管理監ということで、専門的なものを持って、特命ということで町長から言われて、そして議会に出て、消防関係については責任を持って予算的なものも説明するというところでございますので、これにつきましては、課長と同じように6級とするべきだという意見がありまして、ことし4月から6級ということで、ここに出ている専門監、管理監については課長同等職とご理解を願いたいと思います。

それでは、最後に地域産業振興課長、振って申しわけありませんが、よろしく願います。

○議長（我妻弘国君） 職員の意見をどう取り入れていたかということです。答弁を求めます。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 本音と言われますと、あくまでも総務課長なり町長が言いましたように、政策上、地域産業振興課を農政振興、それから商工業、観光ですか、そういう産業政策として分けるということで、私個人的に大変だからということではないということだけご理解いただきたいと思います。

確かに舟山議員おっしゃるように、農政課長と商工観光課長、それから農業委員会事務局長ということで三役やっているものですから、確かにいろんな部会なり、いろんな会議が相当ダブリます。そうしますと、一つ体なものですから班長等をお願いするというのも多々あるのですけれども、そういう面で農家の方々からは、「農政課ってまだあったのか」とか、商工の方に行けば、「商工観光ってあったんだね」という意見も大分、私4月から来たのですけれども、大分聞きました。

そういう意味で、当然今こういう景気が悪いわけですがけれども、町の基幹産業である農業、それから商業、工業、観光ですか。そういうものを1人の課長ではなかなか専門性が持てないということで、2人の課長がいれば、より専門性を持って、各職員と一緒に産業振興がやれるのではないかということで、うちの方は16名、農業委員会を入れましているわけですがけれども、全員に聞きました。どうだということですね。残念ながら、私は本当は課長と一緒に仕事をしたいから分かれるのは嫌だという人がだれかいるかと思ったのですけれども、残念ながら全員が二つに分かれた方がいいという意見だったということも、これは事実でございます。課長としてはちょっとショックだったのですけれども、二つに分かれるようにしてくださいという強い職員の意見もあったということは申し添えて、本音としたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 先ほどの舟山 彰君の質問で、職員の年齢構成から専門監の云々という質問がありました。漏れていたもので、答弁していただきます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 確かに年齢的な構成からいきますと、逆ピラミッドの中で、年齢から言えば課長になって問題ないと。そういった方が多くなっているということは事実でございます。ただ、だからといって専門監を置くという考え方は一切ございません。

それから、これは町長の考え方になろうかと思うのですけれども、私の考え方とすれば、昔は参事とか副参事という形で、その年齢に来たら、副参事が5級で参事が6級なので、そこに役職でないけれども、給料を上げるためにやったというようなことはあります。ただ、私が今総務課長をやっているうちは、そういったことはしません。やっぱりそのポストを目指して頑張っていたきたいという考え方がございます。私がかわれば、また変わるかもしれませんが。ただ、今現在も副参事というのはございます。これは専門的な、はっきり申し上げまして、栄養士とかにつきましては、どこにも異動できない状況です。専門的なそういった部分については、給食センターに専門的な調理なり、技術的に持っている職員がございますので、これはもう年齢的にも通常であれば課長になってもいいような年齢ではございますけれども、それについてはまた別枠として、専門的なものでございますので、別枠として副参事とかというのはやっていますが、私とすれば副参事なり参事という名前だけで上げていくという考え方は持ってございません。当然専門監もそういうふうに給料を上げるために専門監、危機管理をつくっているわけではございません。町長の特命事項の中で、その時代に合った政策を行うために配置しているのご理解願いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 専門監がことしから課長と同じ6級ということで、私も専門監の方とい

うのは一生懸命お仕事なさって、この議場でも立派な答弁をなさっていると。ただ、ことしから6級ということは、課長級という扱いになったということなのか、これが1点目の質問で、次に係制から班編制というか、なりましたけれども、具体的にどういうふうに変ったのでしょうか。仕事をしながら、こういう予算編成とかで忙しいときに、では今までの企画財政課から今度変わるかもわかりませんが、ほかの係から手伝ってもらおうとか、具体的に班というものの動き方というのでしょうか。もう一度お聞きしたいと思うのです。

こういう組織再編を行うのは、今回二つ、地域産業の方を言っただけなんですけれども、また二つに戻すというような、課長の負担を減らすというのが本音ではないかと思うのですけれども、今度はその下の方のいろんな係の方のあれで、忙しい場合に班体制というものがどのように運用されているのか、私にもわかっているような、わかっていないような部分があるので、ここで改めてお聞きしたいと思います。

それから、三つ目は、農政事務所という件が議案書で31ページですか。これは今度農政課に置くということだけなのですが、ちょっとお聞きしたいのは、今というか、農業委員会の方は事務局というのは何人なのでしょう。そして、ちょっと正直言って、我々も農政事務所というのがぴんときませんので、現在どのような運用というか、されているのか、お聞きしたいと思います。

最後に、これも私どもが茨城県とかほかの県に行ったときに、うちと同じぐらいの町の規模なのですけれども、部制を引いているのです。「うちの方は宮城県から言われて、部制にはできないのです」と私答えたような気がしたのですけれども、ここはどうなのでしょう。宮城県も平成の合併で仙北の方は市がふえて、逆に言えば、町になっているところは少ない。女川のような原発で財政の豊かなところぐらいという言い方はなんですけれども、仙南の方は町が残りましてけれども、我々の柴田町だって4万人はなかなか人口はなりませんけれども、3万9,000人ですよ。それなりの規模であり、他県で同じような規模で部制を引いている町があるわけですから、どうなのでしょう、宮城県にこういうことをだんだんと働きかけていくということがあってもいいのではないかと思うのですけれども、その点をお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。3点ほどは総務課長、それから農業委員会については地域産業振興課長。答弁を求めます。

○総務課長（村上正広君） それでは、1点目、2点目、それから3点目は地域産業振興課課長で、4点目の三つを答弁させていただきたいと思います。

専門監の位置づけといいますか、考え方でございますが、課長と同等ということで、課長で

はございません。専門監はあくまでも専門監で、課の中の責任は課長がすべて持つという考え方を持っています。ただ、先ほどもお話ししましたように、議会に出てきちっと答弁をしていただきますし、その部門については、町長からの特命的なもの、それから自治体にはその事務を、班長も兼務していますので、その事務をとっているということもございますので、これにつきましては6級というような、給与待遇面では課長と同じという考え方でございます。

それから、班の考え方は、前は簡単に言いますと、係が三つあったと。それを三つを一つの班にして、その三つの係を一緒に、例えばAという係とBという係とCという係があるのであれば、そのA、B、Cの係というのは、割と季節的にこの時期は一番イベントとか何かをやるので忙しい。そのときは、その係が班にすることによって、全体で協調してやっていくという考え方で班制度を設けた。当然これにつきましては、課全体の中で課長が中心となって、従来もある程度はやってきたのですけれども、それを明確にしたというか、やりやすいようにしたということで、当然柴田町は一つでございますので、柴田町の事業、大きな事業であれば、柴田町全体で考えて取り組んでいく。今回の図書館のことにつきましても、やっぱり柴田町全体で新しい図書館ということで取り組んで、ここまできたということも一つの例として挙げさせていただきたいと思います。

それから、部制を引くことでございますけれども、農政事務所は飛ばしますけれども、部制を引くことでございますが、いつだったかちょっと忘れちゃったけれども、市町村課長が町長のところに見えましていろいろお話をされていたときに、私も同席していましたので、「ちょっとよろしいでしょうか。柴田町とすれば、将来的に部制を引くということについて、どう考えますか」という形で質問を投げかけたのを思い出しました。やっぱり「それはちょっとね」という話があったのですけれども、だめだとは言わないのですけれども、ちょっと難しいという話はされたのですけれども、私とすれば、これは町長の権限でございまして、部を引くのはですね。それについては、地方の時代というような国の政策もありますので、そんなに市町村課としても強硬にだめだというようなニュアンスではなかったと記憶してございます。

では、済みませんけれども、農政事務所の方については、地域産業振興課長の方にお願います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○地域産業振興課長併農業委員会事務局長（加藤嘉昭君） 農業委員会の方の体制なのですが、農業委員会につきましては、私が兼務で局長で、以下次長と主幹2名、それに地域産業振興課内から1名兼務ということで、実質次長と職員1名ということで、2名でほとんど事務

をやっているということでございます。

それから、議案書31ページの柴田町農政事務所ということで、機構図がございます。農政事務所設置条例ということで条例があるわけですが、これにつきましては、農業関係団体ということで、JA、それから土地改良区、それから農業共済組合、農業委員会、大河原農業改良普及センターということで、農業関係機関が一体になって、柴田町の農業の発展に寄与するというので事務所を置いているということでございます。これは非常に歴史が古くて、昭和37年にこの条例ができたわけですが、宮城県でも先駆的な事務所ということで、農業に携わっている方々にとってはいろんな農政機関があるわけですが、それは農家にとってはどこも同じだろうということで、各関係、農政局が一体となって、水稻を初め、各農産物の振興、それから災害対策、そういうものに機関が一体になって、農家のためとか農業振興のために取り組んでいこうというための事務所でございます。現在は農業振興会ということで、定期的に月1回ですか、定例会をやりまして、それぞれ情報交換を兼ねまして実施しているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 1点だけ、商工観光課と農政課を一緒にするという目的の一つが、例えば農家の方々が特産品をつくるのだけれども、売り方がわからない。あと、例えばもっと手を加えれば付加価値が出ると。そういうことを指導するという意味で、商工観光課と農政課を一つにしたと、これも大きな目的だったのではないかと私は記憶しているのですが、また今度商工観光課、農政課となる場合に、今後は今度できた観光物産協会もその辺の指導というか、面倒を見るのでしょうか、町としてはどのような体制というか、どこの課のどっちの班とかなるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 前は私が指導的に、新たな6次産業の育成のために農政課と商工観光課を一緒にさせていただきたいということにしました。今回は、職員の方から、仕事がやりやすいという格好で分けるわけですが、それよりもやっぱりこれまで以上に実は農政関係、商工関係が厳しいと。ここに対しては、専門的に対応していかないと乗りおくれるという大変危機感がございます。これまで柴田町の商工関係は、どちらかというと桜まつりを中心に動いてきた経緯がございました。その間にですね。ですけれども、今回やってきたのは優遇条例の制定ですとか、エコファクトリーの認定とか、それから異業種間のネットワークのマッチングとか、それから今回企業訪問とか、新たな企画をさせていただいて、それなりに課としての動き

があったのではないかと。農政も、水田農業の再編ということでいろいろ取り組んできたのですが、新たに今回個別所得補償という全く新しい制度が導入されようとしていますし、これから鉢花の支援とか、集落営農の支援ということで、より農政の専門的な対応をしていかないと、時代に乗っておくという意味で、課長は今一生懸命やっておりますが、より専門的な課長が2人いた方がいいのではないかなと考えていたところでございます。

そういった意味で、縦割りになっては問題がありますので、やっぱり私を中心に、経済戦略会議みたいなものを本部会議を開いて、随時横の連絡をとらないと、またもとのもくあみになつてしまいますので、これについては産業関連の課を、統合的な本部というものを組織しまして、随時情報が双方向に流れるようにしないと、舟山議員のような懸念が生じてまいりますので、その点は十分に配慮してやっていきたいと思っております。

新しい農業政策、それから新しい商工観光政策、これにより専門的にかかわっていくと。そのためには、今の課長はすばらしいですけれども、もっともっと専門的に職員を配置してやっていきたいと。そういう意味での前向きな今回は組織再編ということでもあります。

なかなか発言する機会がないものですから、やっぱり四つの視点で考えるべきだなと思っております。

一つは、町民のためにどういう組織をつくっていったら、町長が政策実現できるかというのは大前提で一つあるのではないかなと。組織再編の意義ですね。

それから、やっぱりそこで職員が生き生きとして働く意欲を持つということが必要ではないかなと。そういう意味で、私はこの4年間の政策の中で職員は頑張っていると思っております。例えば地域再生計画というものも取得しましたし、構造改革特区というのもしました。もったいない運動にも挑戦していただきましたし、今回の観光物産協会の設立もそうですし、まちづくり基本条例、図書館の設置等々、新しいことに随分職員が挑戦してくれたのではないかなと思っております。ですから、2番目のやる気が醸成されてきていると。

それから、仕事のやり方です。これにつきましては、やっぱりベストはないのだろうと思っております。よりベターな感じで作らないといけないのではないかなと思っております。

最後に、これは内部的な問題なのですが、やっぱり町民にわかりやすくという別な要素が当然でございます。これについては舟山議員からいろいろ、案内板の設置とか、ワンストップサービスですか、広沢議員ですか、のようなものがありますので、やっぱり縦割りにしたら、それを横につなぐわかりやすい丁寧な説明の仕方、両方相まって組織を運営させていただければと思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。13番佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 最初に一つ目、町長になってから班体制ということでやってきたわけです。班、グループ制です。そういう意味からすれば、今までやってみて大きく変わったのはそこだと思うのです。柴田町役場がやってきた中で、年数を経てきた中で、なぜその体制をつくってきたのか。そして、その結果については、どういうふうな……。

○議長（我妻弘国君） 済みません、マイクをきちっと使ってください。

○13番（佐藤輝雄君） はい。

結果を見ているのかという検証も含めてお話しいただければと思います。

それから次に、2番には企画財政課の件ですが、これについては前に企画財政になったときに、我々行財政の方からは、企画と総務という形で提案したのですが、その中においては、財政は守りと。それから、企画というのは攻めなのだと。攻めと守りが一緒になるということは、それだけ柴田町が落ちこぼれるよという話をしたわけです。そのときに、守りと攻めを一緒に考えてこそ、初めてバランスがとれるのだという町長の判断で、こういう形で今までやってきたわけですが、それをどういうふうに思うかということです。

それから、健康関係、つまり健康福祉課がまた二つになるような状態については、町民のためには組織というのは変えない方がいいと。4年ですから、なれた方がいい、特に弱者の方が多いわけですから、それが今回の場合には、何か柴田町役場のためにこれが変わるような状況があるのではないかと思います。その辺で考え方をお聞きします。

それからあと、この中で福祉については特に社会福祉協議会のアウトソーシングもありますし、それと同じように、農政課と商工課についても、商工観光課の方については菊人形をやめる、観光協会が観光物産協会として民間委託する、民間にやるのだという形で、一応身を削っているわけですから、そういう意味からすれば、やはりそもそも行財政であったように、農政と商工というのが一緒でいいのではないかという考えがします。

ただ、一番この中で本当によかったなと思うのが、公共施設管理監ですね。これは前から言っていますように、やはり建物の営繕については、やはり専門監を置くべきだという形で前にもお話ししたのですが、学校の校長が例えば管理する身であっても、建物の管理はやはり町が責任を持ってやる。校長は子供たちの教育に本気になって向かうのだというお話をしたことがあったわけですが、その辺について管理監については、施設管理監ですか、この方については、柴田町の施設を全体的に見て、少ない金ですから、その中で一番手を着けなければならないことからやっていただければと思って、この辺については本当に大賛成するけれども、エー

ルを本当に送りたいと思います。以上で質問をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 4点ほどあったかと思います。

まず、班長制、グループ制の考え方でございますが、当然グループ制につきましては、そののメリット、それからデメリット、係長制についてはそののメリット、デメリットというのがあるかと思えます。平成17年から4年間やって、その中で職員の中からも、やっぱり係長制に戻したらいいのではないかというような意見も私も聞いていますし、職員アンケートをとった中では、半分以上の職員が係長制に戻したらいいのではないかというご意見も聞きました。

ただ、現時点で班長制をとって4年間経過した中で、私とすれば、係長制度に戻すということになりますと、これも昇格云々の役職関係の中で、ほとんど不可能に近いと考えてございます。班長につきましては、補佐でございます。今、班長ということで補佐が30人ぐらいいます。当時はその半分ぐらいだったと思いますけれども、今はもう30人ぐらいいるわけです。その補佐を、では降格できるのかということ、降格はできないということで、では一つの課に補佐が3人も4人もいるのかという話になると、やっぱりなかなかそれは難しいのだろうということで、職員には個々にお話はしています。それで、今の班長制度のデメリットをいかにして解消していくかということ、一生懸命になってみんなで考えようではないかということ、私は個々にお話をさせていただいております。

一番のデメリットにつきましては、やはり係長という役職がなくなったということになると、決裁権がなくなるわけです。そうしますと、決裁権がないということにつきましては、責任度合いがなくなると。全部班長のところに行くと。班長がそれを全部決裁権を持っていますので、班長の負担が大きくなるということになります。ただ、班長については、係長ではございませんので、先ほど言いましたように補佐でございます。前の補佐時代も、二つ、三つの係を統合して、課長の補佐役をやって補佐を務めてきた、私も経験ありますけれども、班長といっても補佐なのですから、その辺は頑張って班長がやってくれという形で、職員から怒られるかもしれませんが、そういった気持ちもあります。

ただ、今皆さんにお示ししている班の名前、下の方に書かれていますが、これにつきましては、4月1日までの間に規則をつくって構築していきたいということで、各課長の方には、もし班が人数であれ、組織の体系が違うとか、横のつながりがこうでは、一つの班では困るという問題については、こちらに出していただければ、一つの班を二つの班にするなり、あと今班が三つある中で、統括班長というのを置いているのですけれども、統括班長については、私が

何かあった場合には統括班長がここに座るようになると思いますけれども、そういった場合については、ほかの班のことはわからないので、決裁持っていませんので、そういった意味でその下に副班長をつけるとか、そういった形の中で、今の班長制度のデメリットを払拭していきたいと考えてございます。

それから、企画と財政、当時のこと、私もおりましたので、佐藤議員がおっしゃったとおり、企画と財政ではいかがなものかというご意見を賜ったということでございます。ただ、当時は、財政再建という形の中で、財政再建に向かって今から進もう、それから財政再建室をつくって今からいこうという中での企画財政課を今から企画と財政を一緒にして、企画で一方的に考えるのではなくて、財政を、予算を重視した形で企画の方、予算先行でやってきたということで、何とかここまで来たのかなと思っております。

ただ、今現在となれば、ある程度財政にめどがついた、その中でいけば、町民の懇談会に行くと、やっぱり夢のある計画が欲しいのだと。金がないのだ、金がないのだでは、どうにもならないではないかというようなご意見が多々町民懇談会等々でお話を聞いております。当然議員の皆様からもそういったご意見もあろうかと思っておりますので、それについては、当時はそういった形で財政再建を中心とした形の財政主導型ということで、そこに企画を入れて、企画が後追いという形で、それはそれで私の実のあるものになったのかなと思っていました。ただ、そういった形で今からも進むのかというと、そうではなく、やっぱり先ほど言った、今から長期総合計画をつくるわけですが、当然財政主導型になってきますと、明るい未来の計画をつくらうとしても、なかなか難しいのかなというのがありますので、そういった意味から、今回分けようという考え方です。

それから、健康福祉課の関係でございますが、健康福祉課一本でやった方が私はいいと思います。先ほど来お話がありました、部制というのは一番いいのだろうなと私は思っております。部があつて、保健があつて、福祉があつて、そこに下にあるという統合できていいのかなと思いますけれども、今の現状では部制を敷くという段階でもございませんので、二つに分けると。今まで一つだったのが二つに分けて、町民がわかりにくくなるのではないかという観点もあろうかと思っておりますけれども、ただ私は二つに分けた方が、住民サービスの向上にはつながるだろうと考えております。ちょっとわかりにくいという点はあるかと思っておりますけれども、それよりも住民サービスの中から言えば、職員が住民に対するサービスの観点からいけば、やっぱり二つに分けた方が住民サービスの向上につながるものと考えまして、二つの課でよろしいのではないかと考えてございます。

それから、農政、商工の関係ですが、議員おっしゃるように、一般質問ではありましたけれども、観光物産協会という外部組織に頼んだから、それでいいのではないかということのご意見だと思いますけれども、外部組織といっても、観光物産協会については、単なる利益を目的とした外部組織ではないわけです。ある程度町のやる観光行政と、それから観光物産協会がやるサービスと、お互いにフォローし合って、柴田町の全体の観光行政が成り立つだろうと。その一助としての観光物産協会の設立だということでございますので、もう独立したのだからということではなくて、それをやっぱり町でやれない部分は民間活力を導入する分については、そちらの方で頑張ってもらって町がサポートする。それから、そちらでやれない部分の、例えば船岡城址公園の整備なり、太陽の村の整備なりについては、町が議会の議決をもらって整備をする。そういったものの相まった形で一緒になってやっていくためには、やっぱり商工観光課というのが単独してあって、その支援をしていくというのが、私はそれが一番今の現時点では理想なのではないかと考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、はい、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） その班体制ですが、これについては今課長が言われたように、私は硬化しているのではないかなと思います。やはり弾力性があるはずのものが弾力性がないという感じを持っています。

それからあと、先ほど出ました商工観光のやつで、まだ依然として町がいろいろ手を携えていくのだと。それはいいのですが、その前に、きのうもお話したのですが、町が物産を自立させるという立場の中で、育てていくという立場の中では、町が今物産協会を立ち上げる前にやらなくてはならないことをきちっとやると。そのことが大切でないのかなと思います。

それで、まだくどいようですが、福祉については、組織は動かさない方がいいと。町民からすれば、覚えている組織があるわけですから、それに対して我々町の方が、この方がやりいいのだというのは、ちょっとエゴが入っているのではないかという感じがしますが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 健康福祉課、事務がとりやすい、町がやりやすいからそうするのだと、私はそれは否定しません。やっぱり職員の事務環境なり、そういった部分も一つ考えなくてはならないとは思っていますし、先ほどお話したように、住民サービスの向上ということの観点からも、組織というのは考えていかななくてはならない。当然その上には町長の政策というのがありますけれども、そういった意味から私は考えましたというよりも、担当課とヒアリングを

いたしまして、その分け方も、健康と保健という考え方、やっぱりいろんな班の分け方が、意見として職員からも出ました。最終的に落ちついたのは、やっぱりこの班の分け方が一番いいだろうということで、これは担当課の担当職員の意見を踏まえまして、こういった組織に変えた方が、町民サービスの向上につながるのではないかとこの考え方でございます。

それから、町のやるべきところということで、議員も前から町がきちっとやって、そして観光物産協会にちゃんとするべきだろうというようなご意見、私もそれは当然、町長もそれに反対する何物もないとは思いますが、ただそれを一気にやれる財政状況なのかということ、なかなかそれは観光物産協会の会長なり、役員の方にご理解をいただきまして、年次的に計画的にそういった悪いところは町でもわかっていますので、どういったところを整備しなくていいかはわかっていますので、それについては年次計画でやらせていただくということでご理解をいただき、指定管理の方に移行していくということで今進めているということでございます。

- 議長（我妻弘国君） もう1点、班体制が硬直化しているのではないかと、弾力性がないと。
- 総務課長（村上正広君） 済みません。班体制が硬直化して、弾力性がないのではないかとこのようなご意見でございますが、逆に言うと、班体制が定着してきたのかなというふうにもとらえることができるのではないかと考えております。班体制、グループ制、やはり先ほど言いましたように、それなりに職員としてこういったことが問題だよというのが、今出てきていますのでは、では職員とこちらの方で組織を持って、総務課の方で、ではどうやったらそれを解決できるの、係長制に戻すことはできないよ。戻すのではなくて、今の班体制のデメリットをどうしたら解決できるのという方向で、今後も職員と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。
- 議長（我妻弘国君） 町長。
- 町長（滝口 茂君） 実は我々市町村の自治体では病院を持っていないものですから、なかなか中核病院の一応副管理者をしておりますけれども、情報が入らないというのが実情でございます。そういった意味で、これからの柴田町に欠けているのは、やっぱり中核病院の将来のあり方とかという専門的な情報を、もっともっと担当課長が中心になって、今集めていただいておりますが、課長はさっき言ったように大所帯を今指揮しておりますので、なかなか全体が把握できていないと。ましてや、中核病院の問題なんかでも、新たながん拠点センターの設置ということもあるのですが、なかなか情報集めが難しいような状態になっていると。ですから、仕事の分量をもう少し分ける必要があるのではないかと考えております。

また、仙台大学と3年間、健康づくり運動サポーターというのをやってまいりました。これは国のお金でやってきたのですが、これを柴田町に定着していかないといけない。そうしますと、やっぱり専門的な情報も必要だということになりますし、新たな企画、政策が必要だということもあります。

また、一方で、今回は特別養護老人ホーム、こちらにも新たに設置するということになりますと、なかなかすんなりいかないのが実情なのです。そこにもまたいろんな意思決定が問われるということでもありますので、やっぱり組織はある程度柔軟性も必要ですし、専門性も必要です。今の体制ではちょっと意思決定をするのには体力がつき過ぎていると。ここを二つに分けて、2人の課長に機動的に動いてもらった方が、私は組織目標を達成するにはいいのではないかなと。そのときの住民の混乱ということであれば、隣に健康福祉課というものが分かれて、今回は健康推進課と福祉課ということで同じフロアにおりますので、そこは丁寧に説明して、縦割りの弊害が生み出されないようにしなければならないと考えております。

あくまでも政策目標に合わせて組織を再編させていただきたいということです。繰り返しになりますけれども。そこに職員の意欲が当然、やらなければならない。ですから、班制度についても、私は班長の次に課長ポストでございますので、本来であれば、仕事を割り振って、きちっと業務ができるようにしてこそ、班制度が生きてくると思っております。そういった意味では、理想とする班制度には道半ばということでございますので、班長になる方が部下を使うと。そして、部下を使った状況を総務課長なり管理者が見て、我々が見て、特別職から見て、この人は課長になっても全体を指揮して組織目標を達成できる、ミッションを達成できる、そういう能力をもう少し詳しく説明する必要があるのかなと。単に事業をこなすと仕事だけふえて大変なのですけれども、そうではないのだと。部下を使って、自分は政策提案したり、まとめたりする、そういう力を班長というのは担っているのだということも、もう少し反省として説明していきたいなと思っております。ちょっと補足をさせていただきました。

○議長（我妻弘国君） はい、再質問どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） この大所帯ですね。職員数33人、大所帯になっている。こういうことは去年の段階でもいろんな人に聞いたのですよ、どうですかということで。それでもやりますと。ですから、今回の場合には、職場から出た組織改編なのか、総務課から出てきた改編なのか、ちょっとわからないので、どちらから一体出てきたのかと、本当のお話はね。

それからあと、先ほど町長が言ったように、班体制の中で班長にかなり仕事が集中しているということは、多分町長はわかって今言ったと思うのですが、それについてはもっともっと勉

強会なりして、みんなでカバーするような組織にならないとまずいのではないかなということ  
で、いかがでしょうか、考え方を伺いたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） まず、1点目の大所帯でもやれる、やれないか、どちらから話が出たのだということですが、まず初めに、町全体のことは庁舎内、職員全体のことを考えまして、私の方から、総務課の方から、まずは二つに戻した方がより効率的でいいのではないかなというようなお話はさせていただきました。ただ、それをもとに担当課の方でいろいろ話し合っ  
て、こういう形でやった方がいいですねと。実際具体的に申し上げますと、私の提案した  
班の分け方とはちょっと違う班の分け方なのですよ、今はね。それは、やっぱり職員の中  
で、この方がいいのだと。この方がやりやすいのだというご意見をいただいて、その班の分け  
方をそういう形でさせていただいたということでございます。

それから、班長の件につきましては、佐藤輝雄議員おっしゃったように、いろいろと班長個人  
個人考え方も違うだろうし、いろんなことがあろうかと思しますので、それにつきましては  
もう少し班長たちと、当然担当課長が班長と話をし、私も直接班長と話をした方がいいの  
ですが、課長等と話をし、改善に努めていきたいと思しますので、ご理解を賜りたいと思  
います。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。1人だけですか。それでは、5番安部俊三  
君。

○5番（安部俊三君） 確認の質問をさせていただきたいと思います。私自身、スポーツ振興課  
の設置に強い思いがあるものですから、質問いたします。

今回は行政組織の再編ということが中心でございましたけれども、教育委員会組織は図書館  
に関するのみということでございますけれども、このそのほかの教育委員会の組織に関する  
見直しといいますか、検討は行ったのか、話題さえ上らなかったのか、その辺をお聞きして  
おきたいと思います。というのは、しばたスポーツプラン21に、生涯スポーツ推進体制の整備  
充実の欄に、スポーツ振興担当課の設置と役割という項目が載っております。そういったこと  
の兼ね合いもありますので、今後検討する考えはあるのかも含めて質問したいと思いま  
す。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 教育委員会関係の組織につきましては、総務課の方からどうこう  
というご提案はさせていただいておりませんでした。そして、担当課の方とのヒアリングの中  
でも、特にそういった意見がなかったものと伺っております。

ただ、ここにスポーツ振興室というのがございます。これは平成12年当時、安部議員も私もスポーツ振興課の方がいいのではないかという考え方も当時はありました。当時は平間奈緒美議員がおっしゃったように、さくらマラソンとかいろんなスポーツ振興とかいっぱいあった時代でございましたので、もう少し発展、スポーツ人口がふえ、もう少し活性化になるのではないかとということでスポーツ振興課の方がいいのではないか、いや、室の方がいいのではないかとという話があったことはご案内のとおりだと思います。その結果、スポーツ振興室という形で設置、当時させていただいた経緯がございます。

その後、今お話ししたように、なかなかその企業の低迷から始まり、競技スポーツというものから、健康づくりのスポーツというのか、体育というのか、そういった方に切りかわっていき、だんだん地域でも地域の運動会もやらなくなったという状況の中で、スポーツ振興室を課に昇格するということになれば、地域スポーツなり、健康づくりスポーツなり、もう少し地域のスポーツ愛好者、私もスポーツ系の人間でございますが、スポーツ愛好者のしりをたたいてという語弊がありますけれども、少し活性化して、そういった組織団体の充実、そしてさくらマラソンの復活とか、そういう方向性が出てくれば、私はスポーツ振興課でという形のご提案はさせてもらってもいいのかなと思います。現時点ではなかなか、今回はそういった提案はさせていただかなかったということでございます。

もう一つの例とすれば、議員ご案内のとおり、昔国体、柴田町でウエトリフティングだということをやったときに、国体準備室というのを作りまして、その後国体課という形になった経緯がございます。そういった形の中で、それも役目が済んだので、組織再編の中で課をなくしてという形でございますが、そういった形で企業スポーツなり、地域スポーツがもう少し盛んになってくるのを待っていてはだめなのですから、町が仕掛けをしていって、盛んにしていって、そしてスポーツ振興課という形が私も理想かなとは考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。

ほかに質疑がないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。ありませんか。

なければ、賛成討論、4番高橋たい子さん。

○4番（高橋たい子君） 4番高橋たい子です。

議案第7号行政組織の再編に伴う関係条例の整備等に関する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回提案されました行政組織の再編案を見ますと、これからの町民ニーズに対応できる組織になっていると思います。

一例を挙げますと、町民に一番身近な行政サービスであり、今後さらにふえ続けるであろうと思われる福祉や健康づくりにかかわる業務については、健康推進に関すること、保健衛生に関すること、その事業については健康推進課で担当し、福祉事業と高齢介護事業については福祉課が担当するという形で、組織体制の強化と業務分担の明確化、業務量の平準化が図られていると思います。

また、柴田町の基幹産業である農業にかかわる問題を専門に担当する農政課を独立させ、そしてまた地域経済の発展のために商工観光課を独立させるなど、これまでの組織より一歩も二歩も改善されたものとなっております。職員削減や事務事業の増大、そして社会状況の変化、町民ニーズの変化などに応じて役場組織も変わっていかねばなりません。

以上申し上げました趣旨により、現時点におきましては、適正な体制であると評価いたしますので、同僚議員の賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（我妻弘国君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、行政組織の再編に伴う関係条例の整備等に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。15時10分再開いたします。

午後2時57分 休 憩

---

午後3時10分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

---

#### 日程第10 議案第8号 柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第8号柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第8号柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

施設の老朽化が著しい現在のむつみ学園について、療育施設としての環境確保を図るため、富上集会所としております旧富上児童館を移転先とすることで、地区住民等の協議も整い、平成21年度内において当該施設を改修し、移転することで準備を進めております。

この移転に伴いまして、柴田町地区集会所条例中に規定する施設の「富上集会所」を削除するものです。

また、現在第18A区集会所の建てかえを行っております。第18A区行政区から集会所新築にあわせて、従来から住民のなれ親しんでいる四日市場沖集会所に集会所の名称を変更してほしいとの要望があり、地区住民の利用しやすい名称に変更するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） それでは、詳細説明いたします。

議案書33ページをお開きください。

柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例です。

条例中、別表第1で地区集会所の名称、所在地を示していますが、本改正では2カ所の改正を行っております。一つは、第18A区集会所、町長の提案理由で説明いたしましたが、集会所の改築に伴って、改正後の表記のとおり、四日市場沖集会所とするものです。これは18A区からの要望による改正です。

もう一つは、富上集会所を削除するものですが、これは現在富上集会所としている旧富上児童館を来春からむつみ学園として使用することになりますので、別表中から削除するものです。なお、条例では富上集会所の名称はなくなりますが、地域の要望を受け、集会所としての機能は隣接の富上生涯館、旧富上分館に当たります、を使用して残していくとしています。

附則で平成22年4月1日からの施行としています。

以上、詳細説明です。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号、柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第9号 柴田町総合計画審議会条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第11、議案第9号柴田町総合計画審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第9号柴田町総合計画審議会条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

主な改正内容は、総合計画審議会委員の対象者及び任期についてのものです。

審議会を組織する委員については、その対象になる者として、現行では農業委員会の委員、教育委員会の委員及び学識経験のある者と規定されていますが、市内の幅広い分野の団体からの参加をいただくことから、「町内の公共的団体等の役員及び職員」を加えるものです。また、総合計画の審議において町民の意見を反映させ、町民参加を促進することを目的として、「公募による者」を加えるものです。

委員の任期については、2年の通年としていたものを、委員の所掌事務の実態に合わせて、諮問に係る審議が終了した日までとし、その他文言の修正等所要の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） それでは、議案書35ページをお開きください。

現在、第5次柴田町総合計画の策定を進めていますが、策定方針の中で、住民参画を視点の一つに据えています。本上程案は、審議会委員について、住民参画のための公募枠を設定するための改正案です。

改正条項の説明をいたします。

第2条は、今回の計画を第5次柴田町総合計画としたことから、条例名の「長期」の文言を抜くための整理です。

第3条で組織規定の変更を行っています。議案書では省略されている部分も含めて説明いたします。

今回の改正条項では二つの区分をふやし、五つの区分としています。1号は農業委員会の委員、2号は教育委員会の委員、3号が追加になりますが、町内の公共的団体等の役員及び職員、4号は学識経験のある者、5号、追加です。公募による者としています。20人以内の組織としていますが、本改正で追加した第3号、公共的団体等の役員及び職員枠で12人、第5号、公募による者で4人を考えています。

36ページをお開きください。

第4条では、委員の任期と失職要件、委員補充について規定しています。特に任期はこれまで2年間としていましたが、改正条例では審議を終了した日までとしています。

附則として、交付の日から施行することを表記しています。

以上、詳細説明です。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **討論なしと認めます。**

**これより議案第9号、柴田町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） **起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

---

## 日程第12 議案第10号 柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第12、議案第10号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第10号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

柴田町放課後児童クラブは、児童福祉法第34条の7の規定に基づき、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生の児童を対象に、放課後における集団生活や遊びなどを通じて日常の生活指導を行い、その健全な育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援する事業として実施しています。

現在は、船岡、槻木、船迫、東船岡の4カ所で開設していますが、平成22年度から新たに西住放課後児童クラブを開設し、子育て支援の充実を図るものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） それでは、補足説明を申し上げます。議案書の37ページをお開きください。

ただいま町長が提案理由で申しましたとおり、五つ目の放課後児童クラブといたしまして、平成22年4月から西住放課後児童クラブを開設するに当たり、本条例の設置規定に、新設児童クラブの名称と位置を追加する一部改正を行うものでございます。

議案第10号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例。柴田町放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

第2条でございます「設置」規定の第2項は、児童クラブの名称と位置を定めております。新設する児童クラブについて、「東船岡放課後児童クラブ」の次に、名称「西住放課後児童クラブ」、位置といたしまして「柴田町大字船岡字大住町13番地1」と、それぞれ加えた改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、附則、この条例は平成22年4月1日から施行すると定めるものでございます。

なお、児童クラブの定員につきましては、柴田町放課後児童クラブ規則の第2条で定めているものでございますが、西住放課後児童クラブにつきましては、定員を30名として考えるものでございます。

以上で議案第10号につきましての補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号、柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第11号 柴田町児童デイサービス施設条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第13、議案第11号柴田町児童デイサービス施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第11号柴田町児童デイサービス施設条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

施設の老朽化が著しい現在のむつみ学園については、療養施設としての環境確保を図ることから、既存の町施設を移転候補地として検討した結果、富上集会所としております旧富上児童館を移転先とすることで地域住民等との協議も整い、平成21年柴田町議会第4回臨時会及び第6回臨時会において、一般会計補正予算議案にて移転経費予算を可決いただいたところでございます。

当該施設を改修して移転することで、懸案となっていましたむつみ学園の療育環境の確保の解決を図るものであります。

この移転に伴い、柴田町児童デイサービス施設条例中に規定する施設の位置について改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） それでは、補足説明を申し上げます。

議案書の39ページをお開き願います。

ただいま町長が提案理由で申しましたとおり、平成22年4月からむつみ学園を移転先にて設置運営を開始するに当たりまして、本条例の設置規定の一部改正を行うものでございます。

第2条、「設置」規定の第2項は施設の名称と位置を定めるものでございます。むつみ学園の位置を、現施設の位置、柴田町船岡南1丁目10番35号から、移転先の位置となります柴田町大字富沢字青木町6番地2とする一部改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、附則、この条例は平成22年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で議案第11号につきましての補足説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号、柴田町児童デイサービス施設条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第12号 柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第14、議案第12号柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第12号柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

介護保険法に基づく地域包括支援センター業務を、平成18年4月から町直営で実施してまい

りましたが、同業務を平成22年4月から社会福祉協議会に委託する運びとなりました。つきましては、柴田町地域福祉センター条例の構成機関に、地域包括支援センターを加えるため、柴田町地域福祉センター条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、長寿社会対策監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） それでは、議案第12号柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例について、詳細説明させていただきます。

柴田町地域福祉センターは、在宅介護サービスの充実と、地域福祉の推進を図る役割を持つ施設として平成13年4月に町が設置した施設であります。

それでは、新たに柴田町地域福祉センターに設置する地域包括支援センターの業務と委託後の業務概要について、本日配付させていただきました議案第12号関係資料で説明申し上げたいと思います。お聞き願いたいと思います。

地域包括支援センターについては、資料の中心に破線で囲まれてあります人間の記号である箇所をごらんいただきたいと思います。文字では太く黒く地域包括支援センターと表示されている場所です。人員配置ですが、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の3職種を配置しなければならないという規定があります。それに、地域包括支援センターには65歳以上の高齢者3,000人から6,000人ごとにこの3専門職種を配置するという人員の配置基準もあります。今現在、11月末現在、65歳以上の柴田町の高齢者は約8,300人を数えております。今後10年間の人口推移計画では1万人を超えると見込まれております。計画的に長寿社会に向けての支援体制整備を図るといようなことで、身近な地域への配置が必要となってくるということで、平成19年から役場庁舎1カ所だけの相談窓口では、ふえ続ける高齢者への対応は困難と判断いたしまして、町内事業所の中から特に介護保険法で規定されて委託に受けられるような法人を2カ所、社会福祉法人、老人介護支援センターの設置者と協議を続けてきたという経過があります。

その結果、平成22年4月から柴田町社会福祉協議会に委託し、事務所は地域福祉センター内に設置、翌年、平成23年4月には社会福祉法人常盤福祉会に委託、事務所は今回新設されます特別養護老人ホーム海老穴地内、そちらの方の敷地内に独立で設置というような体制で、当面は2カ所の体制で地域包括支援センターを運営していきたいと考えております。

柴田町社会福祉協議会へ委託する理由については、多様な地域資源を有機的に活用できる法

人であるということです。常盤福祉社会においては、法人の運営している施設を一時的に保護等対応がスムーズにとれるというようなことで、法人で設置している介護施設を有効に活用できるというようなこと。それと、相談窓口として、介護施設が町内に設置されている。そういうようなそれぞれの事業所の特徴と役割を生かして、2カ所の法人に平成23年までに委託するものであります。

それでは、4項目の業務の内容欄をごらんいただきたいと思います。

色別で示させていただいております。上段、現状の方なのですが、今現在、地域包括支援班の業務分担、業務内容を五つの色別で示させていただいております。特に(1)の介護予防事業の特定高齢施策生活機能評価事業、包括支援事業、4番目の介護予防事業においては、委託する場合は必ずセットでしなさいというような条件があります。そのために、平成22年から委託する内容については、当然委託の必須項目というようなことで、この業務を委託後の形で見ただけであればよろしいかと思っております。

そのほかに、今既に柴田町においては、ダンベル、介護予防の出前講座、ノルディック、わくわく応援クラブ等、高齢者の健康づくりの出前講座を初め、いろんな場所において展開をしております。今現在、出向職員が担っている事業を円滑に継続するために、必須事業以外にこれらの介護予防の事業もあわせて社会福祉協議会に委託するというようなこととなります。

その結果、委託後の事業ですが、青で囲まれている六つの事業が社会福祉法人に委託となります。また、赤で囲まれている特定高齢施策等5事業については、町の事業として残るといったようになります。

平成22年度の委託料の予定額は約2,280万円を試算しております。円滑な業務移行のために、専門職4人体制を敷いて当たりたいと考えております。2カ所にふえる平成23年度においては委託料3,880万円を試算している現在であります。

介護保険班においては、今までどおり相談者の対応を行います。そのことによって、今後平成23年度までには3カ所の相談窓口が展開できるというようなことになりまして、身近な相談ができるのではないかと考えております。

なお、介護保険の保険者として、1カ月に1回は定例会を開催して、保険者としての連絡指導、地域包括センターとしての公平中立な運営の連携に心がけてまいりたいと思っております。

それでは、議案書41ページをお開き願いたいと思います。

柴田町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例を次のように改正する。改正後の欄で説明いたします。

第3条第1項第2号の次に、第3号として、「地域包括支援センター」を追加するものです。これに伴い、3号以降は号の繰り下げとなります。

第2項、前項第1号社会福祉協議会、第2号ボランティアセンター、そして第3号として今回追加しました地域包括支援センターの事業においても、委託先であります社会福祉協議会に地域福祉センターの施設の使用を認めるものであります。

第3項、第1項で生じた号の繰り下げによる改正です。

42ページをお開きください。

第4条においても、前条第1項の号の繰り下げによる改正です。

第9条第5項の改正に当たっては、第3条第1項の号の繰り下げによる改正であります。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行となります。よろしくお願ひします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号、柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第15 議案第13号 権利の放棄について

○議長（我妻弘国君） 日程第15、議案第13号権利の放棄についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第13号権利の放棄についての提案理由を申し上げます。

昭和44年12月に設立された柴田町観光協会は、約40年間にわたり、町の観光振興を担ってきました。従来の行政主導ではない手法で、新たな観光施策の展開を進め、物産の開発振興、人

的交流などに積極的に取り組み、斬新で柔軟性のある推進母体を組織することが必要となったことから、柴田町観光協会が10月30日に解散し、11月9日に一般社団法人柴田町観光協会が設立されました。船岡城址公園と太陽の村を町の観光拠点と位置づけた柴田町観光物産協会には、12月末に解散を予定している太陽の村運営組合も来年1月から参画します。

柴田町観光協会が解散したことに伴い、町が協会に貸しつけている観光事業推進貸付金1,500万円のうち、残余財産処分金から410万円を受領いたしました。つきましては、差額の1,090万円を放棄したく、提案するものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

観光協会の運営状況や、貸付金の経過等につきましては、議員皆様方にことし8月12日の議員全員協議会等で説明してまいりました。平成6年度に町が運営資金として観光協会に貸しつけた観光事業推進貸付金3,000万円につきましては、平成19年度まで毎年貸し付け、返済という手法で処理されてきました。

平成18年度の財政再建プランに基づき、従来の行政主導型ではない手法で、新たな観光施策の展開を進め、物産の開発振興、人との交流などに積極的に取り組み、斬新で柔軟性のある推進母体を組織する必要となったことから、ポスト観光協会の設立を模索し、平成19年6月には協会職員を解雇し、平成19年度末に3,000万円のうち1,500万円の返済がありました。平成19年度と平成20年度とポスト観光協会が思うように設立できない状態が続きましたが、ことし8月に新たな組織のめどが立ったことから、観光協会が10月30日に解散し、11月9日に柴田町観光物産協会が設立いたしました。

観光協会は解散となり、残余財産等の処分について、清算人会で清算事務を進めてまいりましたが、11月20日に貸付金残金1,500万円のうち410万円の返済がありました。残額の1,090万円につきましては回収不納になったことから、債権の放棄をお願いするものでございます。

議案第13号関係資料としまして、観光協会の年度別決算状況を配付しておりますが、ごらんいただきたいと思えます。

数字が大分小さくて見にくくなっておりますけれども、観光協会、昭和44年12月に発足しまして、昭和45年度から今年度、10月末までの平成21年度までの決算状況等について示した一覧表でございます。

売上高につきましては、売店等の売上高ということでごらんいただきたいと思います。売上総利益が、仕入れとか除いた分が利益と。それから営業外収益につきましては、菊人形まつりとか、リフトカー、スロープカーの売り上げ、それから町の補助金等が入った営業外収益ということでございます。費用につきましては、菊人形まつりなり、スロープカー等の運営に係る支出を載せてございます。当期純利益ということで、昭和45年から平成21年度まで、マイナス部分が赤字だったということで示しております。

平成15年度から当期純利益が391万6,000、390万2,000円ということで黒字に転じておりますが、これにつきましては、菊人形まつりを縮小して、結果、多少利益が出るようになったと。さらに、平成19年度からは菊人形まつりを中止しまして、菊の会が担っていただくということで、平成19年度から278万、583万円ということで利益が出るようになっております。ただし、右側にありますように、その利益の運営費補助ということで、町の補助金を町の方から800万円、700万、630万円、500万円ということで運営費補助をしていると。それから、事業費補助も61万、305万、275万円、95万円ということで、町の方から補助金をいただいた結果、黒字になっているということでございます。平成20年度につきましては、町の補助金を支出しておりませんけれども、3万9,259円ということで、そこそこ何もしないという状況だったものから、黒字になったということでございます。

町の補助金については、昭和45年度から、ここに書いてありますように、協会の運営費補助と、それから事業費補助と、観光整備資金補助ということで毎年支出してきました。協会の運営費補助としましては、平成21年度まで合計しますと2億1,100万円補助しております。それから、事業費補助ということで、菊まつりとか菊人形まつりということで補助した事業費補助が1億2,500万円ほどになっております。それから、観光整備資金補助ということで、スロープカーを初め、各観光環境の整備、協会ですべてやっておりますけれども、それについての整備資金の補助として約3億1,900万円補助してきた内容でございます。

借入金残高ということで、借入先については柴田町と金融機関ということで借り受けしながら、協会の運営を回ってきたということでございます。平成5年度までにつきましては、町の方からは借入れがなかったということで、一般金融機関の方から借り受けて、運営を回ってきたということで、平成5年度末の段階ではもう2,500万円、一般金融機関から借り受けしたということで、金利も大変だと。それから、赤字が続いておりますので、返済も難しいということで、町の方から3,000万円貸し付けしまして、その2,500万円を金融機関の借入金を支払ったということで、平成6年度から金融機関の方がゼロになったということでございます。

この平成6年度の3,000万円を貸しつけた金額が、3,000万円がずっと毎年貸したので返すという手法を繰り返して、平成18年度までやってきたということでございまして、当然ながら、平成6年度に3,000万円貸しつけたわけですけれども、町の方から運営費補助、事業費補助ということで一千四、五百万円毎年補助しているわけですから、そういう団体から3,000万円を返すのは当然できなかったということで、そういう手法でやってきたということでございます。

それで、財政再建プランによりまして何とかしなくてはいけないということで、見直そうということで、平成19年度に職員等を解雇しまして、経費を圧縮した結果、1,500万円だけを返済したということで、平成19年度までですか、3,000万円借りたお金に対して1,500万円を支払ったということで、その1,500万円がずっと町の借入金残高ということで残ってきたということでございます。それで、11月20日にこの1,500万円のうち、410万円をことしの11月20日に清算人会の方から410万円返済があったということでございます。

それでは、議案書43ページをお開きください。

議案第13号権利の放棄についてということで、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利、観光事業推進貸付金に係る債権。

放棄する金額、貸付金元金1,090万円。

放棄する権利の相手方、借受者、柴田町船岡中央二丁目3番45号柴田町観光協会。

権利放棄の理由、借受者の解散により、当該債権の回収が不納であるため、権利を放棄するものである。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

**これより議案第13号、権利の放棄についての採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第14号 指定管理者の指定について（柴田町太陽の村）

○議長（我妻弘国君） 日程第16、議案第14号指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第14号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

現在指定管理者制度により管理をしている太陽の村の施設について、平成21年第1回定例会において、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間、自然休養村太陽の村運営組合を指定管理者とする指定について議決をいただき、施設管理の業務を行わせてきましたが、一般社団法人柴田町観光物産協会の設立に伴い、太陽の村運営組合が12月末に解散されることから、地方自治法の規定に基づく指定管理者を新たに指定し、平成22年1月1日から施設管理の業務を行わせるものです。

「柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等」関係規定に基づき、指定の準備を進めてまいりましたが、「柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会」で審議された結果を踏まえ、指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 詳細説明をいたします。

柴田町太陽の村は平成18年4月から太陽の村運営組合を指定管理者として指定し、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間、再度指定しまして、施設の管理運営を行っていただきました。

11月に一般社団法人柴田町観光物産協会が設立し、太陽の村運営組合が12月末に解散し、来年1月1日から観光物産協会が業務を引き継ぐことになったことから、柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審議された結果、公募を行わないで、地方自治法の規定に基づく指定管理者として、柴田町観光物産協会を新たに指定し、平成22年1月1日から施設管理の業務を行わせるものです。

議案書45ページをお開きください。

指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、柴田町太陽の村。

指定をしようとする法人その他の団体、柴田町大字本船迫字上野4番地1。一般社団法人柴田町観光物産協会。

指定の期間、平成22年1月1日から平成26年3月31日までとする。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号、指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第17 議案第15号 指定管理者の指定について（柴田町船岡城址公園スロープカー）

○議長（我妻弘国君） 日程第17、議案第15号指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第15号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

さきの議案で可決いただきました柴田町船岡城址公園スロープカーについて、平成22年1月1日から指定管理者による管理を行うこととし、地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。

「柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」等関係規定に基づき指定の準備を進めてまいりましたが、「柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会」で審議された結果を踏まえ、指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定

に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 詳細説明をいたします。

午前中の議案第3号で議決いただきました柴田町船岡城址公園スロープカーの指定管理者の指定につきまして、柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審議された結果、公募を行わないで、地方自治法の規定に基づく指定管理者として柴田町観光物産協会を指定し、平成22年1月1日から施設管理の業務を行わせるものです。

一般社団法人柴田町観光物産協会は、11月に町内の観光資源及び地場産品の振興、地域文化及び産業の発展、観光地や宿泊などの情報サービスの提供及び土産品等の企画提供を行い、地域経済の振興と商業の活性化に寄与しようと設立しました、利益追及型法人ではなく、公益法人であります。

議案書47ページをお開きください。

指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、柴田町船岡城址公園スロープカー。

指定をしようとする法人その他の団体、柴田町大字本船迫字上野4番地1、一般社団法人柴田町観光物産協会。

指定の期間、平成22年1月1日から平成26年3月31日まで。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

**これより議案第15号、指定管理者の指定についての採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時54分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年12月17日

議 長

署名議員 番

署名議員 番